

第11次鳥獣保護事業計画書

平成24年4月1日から
平成29年3月31日まで

5年間

愛 媛 県

目次

第一	計画の期間	1
第二	鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項	1
1	鳥獣保護区の指定	1
(1)	方針	1
(2)	鳥獣保護区の指定等計画	3
2	特別保護地区の指定	6
(1)	方針	6
(2)	特別保護地区指定計画	7
(3)	特別保護地区の指定内訳	8
3	休猟区の指定	8
(1)	方針	8
(2)	休猟区指定計画	9
(3)	特例休猟区指定計画	14
4	鳥獣保護区の整備等	21
(1)	方針	21
(2)	整備計画	21
第三	鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	22
1	鳥獣の人工増殖	22
(1)	方針	22
(2)	人工増殖計画	22
2	放鳥獣	22
(1)	方針	22
(2)	放鳥計画及び種鳥の入手計画	22
第四	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	23
1	鳥獣の区分と保護管理の考え方	23
(1)	希少鳥獣	23
(2)	狩猟鳥獣	23
(3)	外来鳥獣等	23
(4)	一般鳥獣	23

2	鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定	2 3
(1)	許可しない場合の基本的考え方	2 3
(2)	許可する場合の基本的考え方	2 4
(3)	わなの使用に当たっての許可基準	2 5
(4)	許可に当たっての条件の考え方	2 5
(5)	許可権限の市町長への委譲	2 5
(6)	捕獲実施に当たっての留意事項	2 6
(7)	捕獲物又は採取物の処理等	2 6
(8)	捕獲等又は採取等の情報の収集	2 7
(9)	保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	2 7
3	学術研究を目的とする場合	2 7
(1)	学術研究	2 7
(2)	標識調査	2 8
4	鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合	2 9
(1)	有害鳥獣捕獲の基本的考え方	2 9
(2)	鳥獣による被害発生予察表の作成	3 0
(3)	鳥獣の適正管理の実施	4 3
(4)	有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定	4 4
(5)	有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等	4 7
5	特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整を目的とする場合	4 8
(1)	許可対象者	4 8
(2)	鳥獣の種類・数	4 8
(3)	期間	4 8
(4)	区域	4 8
(5)	方法	4 8
6	その他特別の事由の場合	4 9
7	鳥類の飼養の適正化	5 0
(1)	方針	5 0
(2)	飼養適正化のための指導内容	5 0
(3)	愛玩を目的とした飼養	5 0
(4)	許可権限の市町への委譲	5 0
8	販売禁止鳥獣等	5 0
(1)	許可の考え方	5 0
(2)	許可の条件	5 1
(3)	許可権限の市町への委譲	5 1

第五	特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び指定猟法禁止区域に関する事項	5 2
1	特定猟具使用禁止区域の指定	5 2
(1)	方針	5 2
(2)	特定猟具使用禁止区域指定計画	5 2
(3)	特定猟具使用禁止区域指定内訳	5 3
2	特定猟具使用制限区域の指定	5 5
(1)	方針	5 5
3	指定猟法禁止区域の指定	5 5
(1)	方針	5 5
(2)	指定猟法禁止区域指定内訳	5 5
第六	特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項	5 6
1	特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針	5 6
2	実施計画の作成に関する方針	5 6
第七	鳥獣の生息状況の調査に関する事項	5 7
1	基本方針	5 7
2	鳥獣保護対策調査	5 7
(1)	方針	5 7
(2)	鳥獣生息分布調査	5 7
(3)	希少鳥獣等保護調査	5 7
(4)	ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査	5 8
(5)	鳥獣保護区等の指定・管理等調査	5 8
3	狩猟対策調査	5 9
(1)	方針	5 9
(2)	狩猟鳥獣生息調査	5 9
(3)	狩猟実態調査	5 9
4	有害鳥獣対策調査	6 0
(1)	方針	6 0
(2)	調査の概要	6 0
第八	鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項	6 1
1	鳥獣行政担当職員	6 1
(1)	方針	6 1
(2)	設置計画	6 1
(3)	研修計画	6 2

2	鳥獣保護員	6 2
(1)	方針	6 2
(2)	設置計画	6 2
(3)	年間活動計画	6 2
(4)	研修計画	6 3
3	保護管理の担い手の育成	6 3
(1)	方針	6 3
(2)	研修計画	6 3
(3)	狩猟者の減少防止対策	6 3
4	取締り	6 3
(1)	方針	6 3
(2)	年間計画	6 4
5	必要な財源の確保	6 4
第九	その他鳥獣保護事業の実施のため必要な事項	6 5
1	鳥獣保護事業をめぐる現状と課題	6 5
2	狩猟の適正管理	6 5
3	傷病鳥獣救護の基本的な対応	6 5
4	安易な餌付けの防止	6 6
(1)	方針	6 6
(2)	年間計画	6 6
5	感染症への対応	6 7
(1)	高病原性鳥インフルエンザ	6 7
(2)	その他の感染症	6 7
6	普及啓発	6 9
(1)	鳥獣保護思想の普及	6 9
(2)	野鳥の森等の整備	7 0
(3)	愛鳥モデル校の指定	7 0
(4)	法令の普及徹底	7 1

第一 計画の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とする。

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 方針

① 指定に関する中長期的な方針

本県は、県土面積約57万ヘクタールで、その約70パーセントが森林であり、峻険な山岳地形、平野・盆地、変化に富んだ海岸線など、豊かな自然環境と暖帯に属する気候条件により、生息する野生鳥獣の種類も多く、鳥類322種、獣類47種が確認されている。

鳥獣保護区は、第1次から第10次計画（昭和39年度～平成23年度）において、その指定に努めた結果、60箇所、67,133.8haとなっており、県土面積の約12パーセントを占め、地域に定着し、鳥獣の生息環境の保全と保護意識の啓発に役割を果たしている。

しかし、近年、様々な形で自然環境の変化が進み、安定した生存が危惧される種も見られる一方、特定の鳥獣による農林水産物等の被害が増加するなど、人間生活との軋轢も生じている。

鳥獣保護区の適切な指定により、鳥獣の生息環境を保護することは、人間と鳥獣との共存を図る上で不可欠であり、地域の生物多様性の保全にも資するものである。また、鳥獣の保護活動を通じて、子供たちの人間性を育む場として活用することも、鳥獣保護区の指定意義と考えられる。

これらの点を踏まえ、第11次計画では、期間の満了する既指定の鳥獣保護区は、期間を更新し存続させるとともに、可能な範囲で区域の拡大や新たな鳥獣保護区の指定を図るものとする。なお、自然公園法、文化財保護法、自然環境保全法等により保護された地域であって、鳥獣の保護繁殖上重要な地域、休猟区・特定猟具使用禁止区域等狩猟を制限する区域との連携についても配慮するものとする。

また、鳥獣保護区の指定期間は10年とし、区域や期間の見直しを行う場合は、鳥獣の生息状況や生息環境、地域の自然的・社会的特性に十分留意するとともに、その鳥獣保護区の保護に関する指針を明確に示すものとする。

特に、指定する区域内及び周辺における農林水産業被害等に対しては、鳥獣保護区内における有害鳥獣捕獲又は個体数調整を目的とした捕獲の適切な実施により、指定に関する関係者の理解が得られるよう適切に対応するものとする。

② 指定区分ごとの方針

1) 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図るため、多様な鳥獣が生息する地域、鳥獣の生息密度の高い地域、植生・地形等が鳥獣の生息に適している地域について指定するものとし、指定にあたっては、森林面積が概ね10,000haごとに1箇所を選定し、面積は300ha以上となるよう努めるものとする。

2) 大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣をはじめ、その地域に生息する多様な鳥獣相を保護するため、猛禽類または大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息する地域、その地方を代表する森林植生が含まれる地域、地形等の変化に富み、河川、湖沼、湿原など多様な環境要素を含む地域について指定するものとし、指定にあたっては、1箇所当たりの面積を10,000ha以上となるよう努めるものとする。

3) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する渡り鳥及び海棲哺乳類（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、環境省令（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）で規定されるものは除く。）の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼、岩礁等のうち必要な地域であって、渡来する鳥獣の種数または個体数の多い地域、かつて渡来する鳥獣の種または個体数が多かった地域で鳥類の渡りの経路上、その回復が必要かつ可能と考えられる地域について指定するものとし、指定にあたっては、鳥類の渡りのルート等を踏まえた配置となるよう配慮するとともに、採餌、休息またはねぐらとするための後背地、水面等も可能な限り含めるよう努めるものとする。

4) 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の保護を図るため、島嶼、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地について指定するものとし、指定にあたっては、採餌、休息またはねぐらとするための後背地、水面等も可能な限り含めるよう努めるものとする。

5) 希少鳥獣生息地の保護区

環境省作成のレッドリストで絶滅危惧ⅠA・ⅠB類及びⅡ類に該当する鳥獣若しくは絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている鳥獣並びに愛媛県レッドデータブックで同様の扱いがなされている鳥獣その他の絶滅のおそれのある鳥獣またはこれらに準ずる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域について指定に努めるものとする。

6) 生息地回廊の保護区

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間を繋ぐ樹林帯や河畔林等であって、鳥獣の移動経路となっている地域または鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち、必要な地域について指定するものとし、指定にあたっては、移動分散を確保しようとする対象鳥獣を明らかにし、その生態や行動範囲等を踏まえ、回廊として確保すべき区域を選定するよう努めるものとする。

7) 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその周辺において、鳥獣の良好な生息地を確保、創出し、豊かな生活環境の形成に資するために必要と認められる地域または自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について指定するよう努めるものとする。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

① 鳥獣保護区の指定計画

(第1表)

区 分	鳥獣保護区指定の目標	既指定鳥獣保護区(A)	本計画期間に指定する鳥獣保護区						本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区						
			24年度	25	26	27	28	計(B)	24年度	25	26	27	28	計(C)	
森林鳥獣生息地	箇所	39	34	3	6	12	2	3	26						
	面積	11,700	16,736	1,352	5,305	5,483	511	891	13,542						
大規模生息地	箇所														
	面積														
集団渡来地	箇所		6	2	1	1	1		5						
	面積		40,145	64	30	36,380	94		36,568						
集団繁殖地	箇所														
	面積														
希少鳥獣生息地	箇所														
	面積														
生息地回廊	箇所														
	面積														
身近な鳥獣生息地	箇所		19	2	2	1	4		9						
	面積		750.8	14	67	17	170		268						
計	箇所	39	59	7	9	14	7	3	40						
	面積	11,700	57,631.8	1,430	5,402	41,880	775	891	50,378						

区 分	本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区						本計画期間に解除または期間満了となる鳥獣保護区						計画期間の増△減*	計画終了時の鳥獣保護区**	
	24年度	25	26	27	28	計(D)	24年度	25	26	27	28	計(E)			
森林鳥獣生息地	箇所							3	6	12	2	3	26		34
	面積							1,352	5,305	5,483	511	891	13,542		16,736
大規模生息地	箇所														
	面積														
集団渡来地	箇所							2	1	1	1		5		6
	面積							64	30	36,380	94		36,568		40,145
集団繁殖地	箇所														
	面積														
希少鳥獣生息地	箇所														
	面積														
生息地回廊	箇所														
	面積														
身近な鳥獣生息地	箇所							2	2	1	4		9		19
	面積							14	67	17	170		268		750.8
計	箇所							7	9	14	7	3	40		59
	面積							1,430	5,402	41,880	775	891	50,378		57,631.8

(面積：ha)

* 箇所数についてはB-E、面積についてはB+C-D-E

**箇所数についてはA+B-E、面積についてはA+B+C-D-E

(注) 森林鳥獣生息地の「鳥獣保護区指定の目標」

箇所 = (林野面積400,970ha - 国設鳥獣保護区9,502ha) × 1/10,000 = 39箇所、面積 = 箇所に対応した面積 (39箇所 × 300ha) = 11,700ha

② 既指定鳥獣保護区の変更計画

(第2表)

年 度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動(ha)			変更後の指定期間	変更理由	備 考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
平成24年度	森林鳥獣生息地	猪伏 鳥獣保護区	期間更新	832		832	24年11月1日から 34年10月31日まで	継続	
	〃	野村ダム周辺 〃	〃	345		345		〃	
	〃	銚子ダム 〃	〃	175		175		〃	
	集団渡来地	古川 〃	〃	56		56		〃	
	〃	節崎池 〃	〃	8		8		〃	
	身近な鳥獣生息地	石岡 〃	〃	4		4		〃	
	〃	大森山 〃	〃	10		10		〃	
計		7箇所		1,430		1,430			
平成25年度	森林鳥獣生息地	谷上山 鳥獣保護区	期間更新	401		401	25年11月1日から 35年10月31日まで	継続	
	〃	滑床成川 〃	〃	2,076		2,076		〃	
	〃	小田深山 〃	〃	1,421		1,421		〃	
	〃	黒瀬ダム 〃	〃	267		267		〃	
	〃	皿ヶ峰三坂峠 〃	〃	540		540		〃	
	〃	笠方 〃	〃	600		600		〃	
	集団渡来地	須賀川ダム 〃	〃	30		30		〃	
	身近な鳥獣生息地	白滝 〃	〃	60		60		〃	
	〃	多田 〃	〃	7		7		〃	
計		9箇所		5,402		5,402			
平成26年度	森林鳥獣生息地	三島嶺南 鳥獣保護区	期間更新	1,040		1,040	26年11月1日から 36年10月31日まで	継続	
	〃	阿島長野 〃	〃	550		550		〃	
	〃	奥道後 〃	〃	1,348		1,348		〃	
	〃	高縄 〃	〃	300		300		〃	
	〃	佐礼谷 〃	〃	300		300		〃	
	〃	芋坂 〃	〃	360		360		〃	
	〃	権現山 〃	〃	300		300		〃	
	〃	諏訪崎 〃	〃	65		65		〃	
	〃	卯之町 〃	〃	232		232		〃	
	〃	伏越 〃	〃	300		300		〃	
	〃	篠山 〃	〃	218		218		〃	
	〃	高茂 〃	〃	470		470		〃	
	集団渡来地	忽那七島海域 〃	〃	36,380		36,380		〃	
	身近な鳥獣生息地	千足宮内 〃	〃	17		17		〃	
計		14箇所		41,880		41,880			

年 度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動 (ha)			変更後の指定期間	変更理由	備 考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
平成27年度	森林鳥獣生息地	葛籠尾 鳥獣保護区	期間更新	280		280	27年11月1日から 37年10月31日まで	継続	
	〃	亀谷 〃	〃	231		231		〃	
	集団渡来地	玉川ダム 〃	〃	94		94		〃	
	身近な鳥獣生息地	大宝寺 〃	〃	28		28		〃	
	〃	西山 〃	〃	16		16		〃	
	〃	西谷 〃	〃	6		6		〃	
	〃	宝股山 〃	〃	120		120		〃	
計		7箇所		775		775			
平成28年度	森林鳥獣生息地	岩屋寺 鳥獣保護区	期間更新	400		400	28年11月1日から 38年10月31日まで	継続	
	〃	奥之院 〃	〃	430		430		〃	
	〃	横吹 〃	〃	61		61		〃	
計		3箇所		891		891			
合 計		40箇所		50,378		50,378	〃		

2 特別保護地区の指定

(1) 方針

① 指定に関する中長期的な方針

鳥獣の保護または鳥獣の生息地の保護を図る上で、生息環境の保全は極めて重要であることから、指定された鳥獣保護区においては、次の保護区の区分に従い、特別保護地区及び同地区内の法第29条第7項第4号に基づく区域（以下、「特別保護指定区域」という。）の指定を積極的に進めるものとする。

このため、特に良好な生息環境の確保が求められる大規模生息地、集団渡来地、集団繁殖地及び希少鳥獣生息地の保護区については、全箇所を特別保護地区に指定するよう努めるものとする。なお、特別保護地区の指定にあたり、指定期間は鳥獣保護区の指定期間に一致させるとともに、特別保護地区を鳥獣の安定した生息の場とするため、直接狩猟可能区域と接するのではなく、できる限り鳥獣保護区等鳥獣の捕獲等が禁止された区域に囲まれるよう配慮し、その特別保護地区の保護に関する指針について明確に示すものとする。

② 指定区分ごとの方針

1) 森林鳥獣生息地の保護区

良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定するものとし、指定した鳥獣保護区の2分の1以上の地区につき、それぞれの面積の10分の1以上を指定するよう努めるものとする。

2) 大規模生息地の保護区

猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し、その保護区において必要と認められる中核的地区について指定するよう努めるものとする。

3) 集団渡来地の保護区

渡来する鳥獣の採餌場またはねぐらとして必要と認められる中核的地区について指定するよう努めるものとする。

4) 集団繁殖地の保護区

保護対象となる鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地区について指定するよう努めるものとする。

5) 希少鳥獣生息地の保護区

保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要区域を広範囲に指定するよう努めるものとする。

6) 生息地回廊の保護区

保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区について指定するよう努めるものとする。

7) 身近な鳥獣生息地の保護区

鳥獣の誘致または鳥獣の保護思想の普及啓発の上で必要と認められる区域について指定するよう努めるものとする。

8) 特別保護指定区域

集団繁殖地の保護区、希少鳥獣生息地の保護区等の特別保護地区内において、人の立入り、車両の乗り入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じるおそれのある場所について特別保護指定区域として指定するよう努めるものとする。

(2) 特別保護地区指定計画

(第3表)

区 分	特別保護地区指定の目標	既指定特別保護地区(A)	本計画期間に指定する特別保護地区 (再指定も含む)					本計画期間に区域拡大する特別保護地区							
			24年度	25	26	27	28	計(B)	24年度	25	26	27	28	計(C)	
森林鳥獣生息地	箇所	17	10												
	面積	837	1,296												
大規模生息地	箇所														
	面積														
集団渡来地	箇所		1					1							
	面積		74					74							
集団繁殖地	箇所														
	面積														
希少鳥獣生息地	箇所														
	面積														
生息地回廊	箇所														
	面積														
身近な鳥獣生息地	箇所														
	面積														
計	箇所	17	11					2	2	9					
	面積	837	1,370					572	196	1,030					

区 分	本計画期間に区域縮小する特別保護地区						本計画期間に解除または期間満了となる特別保護地区 (再指定も含む)					計画期間の増△減*	計画終了時の特別保護地区**	
	24年度	25	26	27	28	計(D)	24年度	25	26	27	28			計(E)
森林鳥獣生息地	箇所								2	3	1	2	8	10
	面積								572	196	40	148	956	1,296
大規模生息地	箇所													
	面積													
集団渡来地	箇所										1	1	1	
	面積										74	74	74	
集団繁殖地	箇所													
	面積													
希少鳥獣生息地	箇所													
	面積													
生息地回廊	箇所													
	面積													
身近な鳥獣生息地	箇所													
	面積													
計	箇所								2	3	2	2	9	11
	面積								572	196	114	148	1,030	1,370

(面積：ha)

* 箇所数についてはB-E、面積についてはB+C-D-E

**箇所数についてはA+B-E、面積についてはA+B+C-D-E

(注) 森林鳥獣生息地の「特別保護地区指定の目標」

箇所＝本計画終了時の鳥獣保護区数34箇所×1/2＝17箇所、面積＝指定するそれぞれの鳥獣保護区の面積(16,736ha×1/2)×1/10以上≒837ha

(3) 特別保護地区の指定内訳

(第4表)

年 度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		特別保護指定区域		備考
	指定区分	鳥獣保護区名	指定面積 (ha)	指定期間	指定面積 (ha)	指定期間	指定面積 (ha)	指定期間	
平成25年度	森林鳥獣生息地	滑床成川 鳥獣保護区	2,076	25年11月1日から	377	25年11月1日から			再指定
	〃	黒瀬ダム 〃	267	35年10月31日まで	195	35年10月31日まで			〃
計		2箇所	2,343		572				
平成26年度	森林鳥獣生息地	三島嶺南 鳥獣保護区	1,040	26年11月1日から	126	26年11月1日から			再指定
	〃	佐礼谷 〃	300	36年10月31日まで	20	36年10月31日まで			〃
	〃	芋坂 〃	360		50				〃
計		3箇所	1,700		196				
平成27年度	森林鳥獣生息地	亀谷 鳥獣保護区	231	27年11月1日から	40	27年11月1日から			再指定
	集団渡来地	玉川ダム 〃	94	37年10月31日まで	74	37年10月31日まで			〃
計		2箇所	325		114				
平成28年度	森林鳥獣生息地	岩屋寺 鳥獣保護区	400	28年11月1日から	45	28年11月1日から			再指定
	〃	奥之院 〃	430	38年10月31日まで	103	38年10月31日まで			〃
計		2箇所	830		148				
合 計		9箇所	5,198		1,030				〃

3 休猟区の指定

(1) 方針

鳥獣保護区、公道、人家が密集した場所等を除き、県内全域が狩猟可能地域であるが、狩猟鳥獣の生息数の維持と狩猟の持続のためには、地域によって一時的に狩猟を禁止し、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要があることから、昭和38年度から休猟区指定を開始し、以後、県内可猟地域面積のおおむね3分の1が常時休猟区となるよう目標を定めて指定するとともに、人工増殖キジの放鳥を行うなど、狩猟鳥獣の生息数の維持に努めてきたところである。

しかしながら、近年は特定鳥獣による農林水産業等への被害が増加していることから、第11次計画においては、これまでの実績を踏まえ、各地域における狩猟鳥獣の個体数が著しく減少している場合において、狩猟者の入り込み状況及び農林水産業の被害状況等を考慮しながら、地域の実情に応じた指定を行うものとする。

指定にあたっては、地域ごとに狩猟鳥獣の適正な生息数を維持する観点から、できる限り分布に偏りが無いよう配慮するとともに、指定期間満了後は、当該休猟区に隣接する地区を新たな休猟区に指定するよう努めるものとする。

また、指定期間は3年、1箇所当たりの面積は概ね1,500ヘクタール以上となるよう指定に努めるものとする。

なお、休猟区は、河川、海岸線、山稜線、道路、鉄道、その他現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努めるものとする。

おって、休猟区のうち、その全部又は一部について、特定鳥獣に関し、特定鳥獣保護管理計画を作成した上で、捕獲等を行うことができる区域（以下「特例休猟区」という。）の指定に努めるものとする。

さらに、指定にあたっては、農林水産関係者、住民等の理解が得られるように留意するものとする。

(2) 休猟区指定計画

(第5表)

年 度	休猟区指定所在地	休猟区名称	指定面積 (ha)	指定期間	備 考
平成24年度	四国中央市	中尾 休猟区	1,600	3年	
	〃	馬立 〃	1,695		
	新居浜市	立川 〃	1,280		
	西条市	大森山 〃	1,700		
	〃	石根 〃	750		
	〃	徳田 〃	1,120		
	今治市	長沢 〃	557		
	〃	大三島北 〃	2,710		
	〃	宮崎 〃	835		
	上島町	弓削島 〃	867		
	〃	津波島 〃	47		
	〃	魚島 〃	135		
	松山市	中島南 〃	1,260		
	伊予市	上唐川 〃	950		
	砥部町	高市 〃	1,210		
	久万高原町	下直瀬 〃	1,390		
	〃	桂ヶ森 〃	2,240		
	〃	妙 〃	1,810		
	〃	中組 〃	1,670		
	〃	黒藤川 〃	1,970		
	〃	中久保 〃	1,560		
	大洲市	河辺南 〃	2,122		
	〃	平野黒木 〃	2,907		
	内子町	乙景山 〃	1,585		
	伊方町	名取 〃	1,560		
	西予市	明浜 〃	1,450		
	〃	予子林 〃	1,600		
	〃	魚成 〃	1,650		
	鬼北町	奈良 〃	2,630		
	松野町	上家地・目黒 〃	3,210		
	愛南町	岩水・久良 〃	1,860		
計		31箇所	47,930		

年 度	休猟区指定所在地	休猟区名称	指定面積 (ha)	指定期間	備 考
平成25年度	四国中央市	関川 休猟区	1,700	3年	
	〃	寒川山 〃	1,840		
	新居浜市	保土野 〃	1,500		
	〃	郷山阿島 〃	1,840		
	西条市	早川 〃	1,800		
	〃	楠窪 〃	1,070		
	今治市	龍岡上 〃	1,020		
	〃	山之内川西 〃	795		
	〃	木浦 〃	910		
	上島町	赤穂根島 〃	209		
	松山市	才之原 〃	910		
	〃	米野 〃	1,780		
	〃	本谷 〃	1,560		
	〃	青波川の郷 〃	1,150		
	伊予市	黒岩岳 〃	1,160		
	〃	影之浦 〃	750		
	東温市	北方 〃	1,080		
	〃	河之内 〃	2,100		
	砥部町	大角蔵 〃	1,040		
	久万高原町	大川 〃	2,690		
	〃	東川 〃	1,920		
	〃	中津 〃	1,610		
	大洲市	予子林 〃	1,448		
	〃	神南山 〃	3,110		
	〃	長浜東 〃	2,640		
	内子町	論田 〃	2,038		
	〃	柁小屋 〃	1,330		
	伊方町	伊方 〃	2,010		
	西予市	烏殿 〃	1,760		
	〃	大判山 〃	2,150		
	〃	雨包・窪野 〃	1,210		
	鬼北町	成川 〃	1,500		
	〃	日向谷・富母里 〃	2,720		
	愛南町	中川 〃	1,670		
計		34箇所	54,020		

年 度	休猟区指定所在地	休猟区名称	指定面積 (ha)	指定期間	備 考
平成26年度	四国中央市	上柏池之尾 休猟区	800	3年	
	〃	折宇 〃	950		
	〃	川滝 〃	1,700		
	新居浜市・西条市	金子山下島山 〃	1,760		
	西条市	世田山 〃	470		
	〃	谷ヶ内 〃	1,300		
	〃	余野小池 〃	1,100		
	今治市	朝倉上 〃	529		
	〃	阿蘇 〃	550		
	上島町	生名島 〃	367		
	松山市	上伊台 〃	1,070		
	伊予市	高野川 〃	1,750		
	東温市	荒木谷 〃	1,320		
	〃	白猪 〃	1,710		
	久万高原町	上直瀬 〃	1,510		
	〃	相の峰 〃	1,910		
	〃	小黒川 〃	1,850		
	大洲市	感応山 〃	2,140		
	内子町	鎌倉山 〃	2,790		
	〃	上田渡 〃	1,270		
	八幡浜市・西予市	川上真穴二及 〃	1,985		
	西予市	岩木・中川 〃	1,050		
	〃	中筋・貝吹 〃	1,710		
	〃	土居 〃	1,040		
	宇和島市	二名 〃	1,930		
	〃	野井・山財 〃	2,710		
	鬼北町	広見 〃	2,070		
	愛南町	菊川 〃	2,230		
計		28箇所	41,571		

年 度	休猟区指定所在地	休猟区名称	指定面積 (ha)	指定期間	備 考
平成27年度	四国中央市	豊受山 休猟区	1,250	3年	
	〃	豊坂 〃	1,000		
	〃	塩塚山 〃	1,970		
	新居浜市	黒森 〃	1,430		
	西条市	高森 〃	2,000		
	〃	岡村 〃	870		
	〃	田滝 〃	1,300		
	今治市	近見 〃	1,000		
	〃	大島北 〃	2,229		
	〃	大三島南 〃	2,200		
	上島町	佐島 〃	267		
	〃	高井神島 〃	134		
	久万高原町	船山 〃	2,100		
	〃	馬酔谷 〃	1,220		
	大洲市	大谷宇和川 〃	1,908		
	〃	蔵川長谷 〃	2,510		
	内子町	今岡 〃	1,487		
	〃	立石 〃	1,420		
	八幡浜市・西予市	中津川三瓶 〃	1,900		
	西予市	堂所山 〃	1,130		
	〃	田之浜 〃	610		
	〃	大野ヶ原 〃	2,000		
	〃	高野子 〃	1,030		
	宇和島市	下灘 〃	1,930		
	愛南町	緑 〃	1,430		
計		25箇所	36,325		

年 度	休猟区指定所在地	休猟区名称	指定面積 (ha)	指定期間	備 考
平成28年度	四国中央市	天満山 休猟区	980	3年	
	"	佐々連 "	1,550		
	"	呉石 "	1,200		
	新居浜市	蔭地 "	1,500		
	"	船木 "	1,130		
	西条市	蔭地 "	1,080		
	"	河之内 "	910		
	"	寺尾 "	850		
	今治市	藤子 "	505		
	上島町	岩城島 "	895		
	松山市	庄府 "	1,060		
	"	高山 "	1,040		
	"	河中 "	1,010		
	砥部町	大平 "	1,020		
	久万高原町	父野川 "	1,240		
	"	御三戸 "	1,390		
	大洲市	中居谷 "	2,181		
	"	恋木 "	1,762		
	"	高山寺 "	2,130		
	内子町	五十崎南 "	1,192		
	"	寺村 "	1,010		
	八幡浜市	保内日土 "	2,300		
	西予市	譲葉 "	1,246		
	"	鉢ヶ森 "	2,390		
	"	田穂・男河内 "	985		
	鬼北町	父野川 "	1,502		
	宇和島市	御内 "	3,100		
	愛南町	正木 "	1,680		
計		28箇所	38,838		

(3) 特例休猟区指定計画

(第6表)

年 度	特例休猟区指定所在地	特例休猟区名称	指定面積 (ha)	指定期間	特例鳥獣名	備 考
平成24年度	四国中央市	翠波 特例休猟区	1,120	1年		
	〃	上野 〃	2,290	〃		
	〃	東山 〃	820	2年		
	〃	辺地床 〃	1,650	〃		
	〃	三角寺 〃	900	〃		
	〃	中尾 〃	1,600	3年		
	〃	馬立 〃	1,695	〃		
	新居浜市	大久保 〃	980	1年		
	〃	赤石 〃	2,000	〃		
	〃	中村・菽生 〃	1,850	2年		
	〃	立川 〃	1,280	3年		
	西条市	市之川・加茂 〃	1,570	1年		
	〃	途中之川 〃	890	〃		
	〃	千原 〃	1,050	〃	イノシシ	
	〃	中之池 〃	800	2年	ニホンジカ	
	〃	吉岡 〃	970	〃		
	〃	明河 〃	1,300	〃		
	〃	大森山 〃	1,700	3年		
	〃	石根 〃	750	〃		
	〃	徳田 〃	1,120	〃		
	今治市	木地 〃	980	1年		
	〃	大島南 〃	1,950	2年		
	〃	長沢 〃	557	3年		
	〃	大三島北 〃	2,710	〃		
	〃	宮崎 〃	835	〃		
	上島町	弓削島 〃	867	〃		
	〃	津波島 〃	47	〃		
	〃	魚島 〃	135	〃		

年 度	特例休猟区指定所在地	特例休猟区名称	指定面積 (ha)	指定期間		備 考
平成24年度	松山市	萩原 特例休猟区	1,015	1年		
	〃	九川 〃	956	〃		
	〃	権現 〃	1,531	〃		
	〃	小野 〃	1,883	〃		
	〃	窪野 〃	1,639	〃		
	〃	中島南 〃	1,260	3年		
	伊予市	秦皇山 〃	1,568	1年		
	〃	陣が森岳 〃	978	〃		
	〃	大久保 〃	1,560	2年		
	〃	上唐川 〃	950	3年		
	東温市	陣ヶ森 〃	956	1年		
	〃	添谷 〃	933	〃		
	〃	則之内 〃	1,014	〃		
	〃	滑川 〃	940	〃		
	砥部町	万年 〃	1,136	〃	イノシシ ニホンジカ	
	〃	高市 〃	1,210	3年		
	久万高原町	東明神 〃	710	1年		
	〃	西ノ川 〃	1,250	〃		
	〃	大成 〃	1,740	〃		
	〃	二箇 〃	1,960	〃		
	〃	高野 〃	1,480	〃		
	〃	日野浦 〃	1,680	2年		
	〃	柳井川 〃	2,280	〃		
	〃	下直瀬 〃	1,390	3年		
	〃	桂ヶ森 〃	2,240	〃		
	〃	妙 〃	1,810	〃		
	〃	中組 〃	1,670	〃		
	〃	黒藤川 〃	1,970	〃		
	〃	中久保 〃	1,560	〃		

年 度	特例休猟区指定所在地	特例休猟区名称	指定面積 (ha)	指定期間		備 考
平成24年度	大洲市	大洲松尾 特例休猟区	3,692	1年	イノシシ ニホンジカ	
	〃	長浜西 〃	1,998	〃		
	〃	上須戒 〃	2,085	2年		
	〃	河辺南 〃	2,122	3年		
	〃	平野黒木 〃	2,907	〃		
	内子町	只海 〃	1,290	1年		
	〃	白杵 〃	1,300	〃		
	〃	雨霧 〃	1,300	〃		
	〃	桶小屋 〃	1,770	2年		
	〃	村前 〃	1,260	〃		
	〃	乙景山 〃	1,585	3年		
	八幡浜市	瀬田横尾地 〃	1,830	1年		
	伊方町	名取 〃	1,560	3年		
	西予市	河内 〃	1,200	1年		
	〃	湊筋・富野川 〃	2,500	〃		
	〃	御在所 〃	1,600	〃		
	〃	明石・倉谷 〃	2,050	2年		
	〃	深山 〃	1,460	〃		
	〃	焼棟峠 〃	1,100	〃		
	〃	三瓶 〃	2,180	〃		
	〃	明浜 〃	1,450	3年		
	〃	予子林 〃	1,600	〃		
	〃	魚成 〃	1,650	〃		
	宇和島市	成妙 〃	1,850	1年		
	鬼北町	国遠 〃	1,260	2年		
	〃	川上 〃	1,650	〃		
	〃	奈良 〃	2,630	3年		
	松野町	上家地・目黒 〃	3,210	〃		
愛南町	長月 〃	1,660	1年			
〃	藤が駄場 〃	1,580	2年			
〃	岩水・久良 〃	1,860	3年			
計		88箇所	132,874			

年 度	特例休猟区指定所在地	特例休猟区名称	指定面積 (ha)	指定期間	特例鳥獣名	備 考
平成25年度	四国中央市	関川 特例休猟区	1,700	3年	イノシシ ニホンジカ	
	〃	寒川山 〃	1,840			
	新居浜市	保土野 〃	1,500			
	〃	郷山阿島 〃	1,840			
	西条市	早川 〃	1,800			
	〃	楠窪 〃	1,070			
	今治市	龍岡上 〃	1,020			
	〃	山之内川西 〃	795			
	〃	木浦 〃	910			
	上島町	赤穂根島 〃	209			
	松山市	才之原 〃	910			
	〃	米野 〃	1,780			
	〃	本谷 〃	1,560			
	〃	青波川の郷 〃	1,150			
	伊予市	黒岩岳 〃	1,160			
	〃	影之浦 〃	750			
	東温市	北方 〃	1,080			
	〃	河之内 〃	2,100			
	砥部町	大角蔵 〃	1,040			
	久万高原町	大川 〃	2,690			
	〃	東川 〃	1,920			
	〃	中津 〃	1,610			
	大洲市	予子林 〃	1,448			
	〃	神南山 〃	3,110			
	〃	長浜東 〃	2,640			
	内子町	論田 〃	2,038			
	〃	榎小屋 〃	1,330			
	伊方町	伊方 〃	2,010			
	西予市	烏殿 〃	1,760			
	〃	大判山 〃	2,150			
	〃	雨包・窪野 〃	1,210			
	鬼北町	成川 〃	1,500			
	〃	日向谷・富母里 〃	2,720			
	愛南町	中川 〃	1,670			
計		34箇所	54,020			

年 度	特例休猟区指定所在地	特例休猟区名称	指定面積 (ha)	指定期間	特例鳥獣名	備 考
平成26年度	四国中央市	上柏池之尾 特例休猟区	800	3年	イノシシ ニホンジカ	
	〃	折宇 〃	950			
	〃	川滝 〃	1,700			
	新居浜市・西条市	金子山下島山 〃	1,760			
	西条市	世田山 〃	470			
	〃	谷ヶ内 〃	1,300			
	〃	余野小池 〃	1,100			
	今治市	朝倉上 〃	529			
	〃	阿蘇 〃	550			
	上島町	生名島 〃	367			
	松山市	上伊台 〃	1,070			
	伊予市	高野川 〃	1,750			
	東温市	荒木谷 〃	1,320			
	〃	白猪 〃	1,710			
	久万高原町	上直瀬 〃	1,510			
	〃	相の峰 〃	1,910			
	〃	小黒川 〃	1,850			
	大洲市	感応山 〃	2,140			
	内子町	鎌倉山 〃	2,790			
	〃	上田渡 〃	1,270			
	八幡浜市・西予市	川上真穴二及 〃	1,985			
	西予市	岩木・中川 〃	1,050			
	〃	中筋・貝吹 〃	1,710			
	〃	土居 〃	1,040			
	宇和島市	二名 〃	1,930			
	〃	野井・山財 〃	2,710			
	鬼北町	広見 〃	2,070			
	愛南町	菊川 〃	2,230			
計		28箇所	41,571			

年 度	特例休猟区指定所在地	特例休猟区名称	指定面積 (ha)	指定期間	特例鳥獣名	備 考
平成27年度	四国中央市	豊受山 特例休猟区	1,250	2年	イノシシ ニホンジカ	
	〃	豊坂 〃	1,000			
	〃	塩塚山 〃	1,970			
	新居浜市	黒森 〃	1,430			
	西条市	高森 〃	2,000			
	〃	岡村 〃	870			
	〃	田滝 〃	1,300			
	今治市	近見 〃	1,000			
	〃	大島北 〃	2,229			
	〃	大三島南 〃	2,200			
	上島町	佐島 〃	267			
	〃	高井神島 〃	134			
	久万高原町	船山 〃	2,100			
	〃	馬酔谷 〃	1,220			
	大洲市	大谷宇和川 〃	1,908			
	〃	蔵川長谷 〃	2,510			
	内子町	今岡 〃	1,487			
	〃	立石 〃	1,420			
	八幡浜市・西予市	中津川三瓶 〃	1,900			
	西予市	堂所山 〃	1,130			
	〃	田之浜 〃	610			
	〃	大野ヶ原 〃	2,000			
	〃	高野子 〃	1,030			
	宇和島市	下灘 〃	1,930			
	愛南町	緑 〃	1,430			
計		25箇所	36,325			

年 度	特例休猟区指定所在地	特例休猟区名称	指定面積 (ha)	指定期間	特例鳥獣名	備 考
平成28年度	四国中央市	天満山 特例休猟区	980	1 年	イノシシ ニホンジカ	
	〃	佐々連 〃	1,550			
	〃	呉石 〃	1,200			
	新居浜市	蔭地 〃	1,500			
	〃	船木 〃	1,130			
	西条市	蔭地 〃	1,080			
	〃	河之内 〃	910			
	〃	寺尾 〃	850			
	今治市	藤子 〃	505			
	上島町	岩城島 〃	895			
	松山市	庄府 〃	1,060			
	〃	高山 〃	1,040			
	〃	河中 〃	1,010			
	砥部町	大平 〃	1,020			
	久万高原町	父野川 〃	1,240			
	〃	御三戸 〃	1,390			
	大洲市	中居谷 〃	2,181			
	〃	恋木 〃	1,762			
	〃	高山寺 〃	2,130			
	内子町	五十崎南 〃	1,192			
	〃	寺村 〃	1,010			
	八幡浜市	保内日土 〃	2,300			
	西予市	譲葉 〃	1,246			
	〃	鉢ヶ森 〃	2,390			
	〃	田穂・男河内 〃	985			
	鬼北町	父野川 〃	1,502			
	宇和島市	御内 〃	3,100			
	愛南町	正木 〃	1,680			
計		28箇所	38,838			

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

鳥獣保護区が鳥獣の保護を図る場所としての機能を発揮できるよう必要な施設を設置するとともに、調査、巡視等により引き続き適切な管理に努めるものとする。

施設については、各鳥獣保護区に制札、案内板を設置し、広く一般に周知するとともに、身近な鳥獣生息地の保護区などにおいては、必要に応じ採餌、営巣等のための環境整備、鳥獣とのふれあいや環境教育の場として観察等利用施設の整備を図るものとする。

(2) 整備計画

① 管理施設の設置

(第7表)

区 分	現 況	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
標識類の整備	制 札：1鳥獣保護区10本程度設置 案内板：1鳥獣保護区1以上設置	制 札 70本 案内板 7	制 札 90本 案内板 9	制 札 140本 案内板 14	制 札 70本 案内板 7	制 札 30本 案内板 3
管理棟等の整備	—	—	—	—	—	—

② 利用施設の整備

(第8表)

区 分	現 況	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
観察路、観察舎等の整備	必要に応じ設置	谷上山鳥獣保護区、滑床成川鳥獣保護区等、野生鳥獣の観察に適した場所にあつては、観察路、観察舎等、利用施設の整備、補修に努めるものとする。				
その他の施設等の整備	必要に応じ設置	自然観察会等、各種事業を通じて営巣、給水施設の整備等に努めるものとする。				

③ 調査、巡視等の計画

(第9表)

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
管理員等	箇所数	7	9	14	7	3
	人数	14	18	28	14	6
管理のための調査の実施		各年度に指定（再指定を含む）する鳥獣保護区において、鳥獣の生息状況及び制札等管理施設の状況等について調査を実施する。				

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

(1) 方針

第1次計画から狩猟鳥であるキジの人工増殖を行い、放鳥計画に対応する羽数の確保を図っており、第11次計画においても人工増殖体制を継続するよう努めるものとする。

(2) 人工増殖計画

(第10表)

年 度	希少鳥獣等		狩猟鳥獣		備 考
	鳥獣名	実施方法	鳥獣名	指導方法	
平成24年度	/	/	キ ジ	(社)愛媛県猟友会に委託の上、生産する。なお、生産にあたっては、随時、巡回指導を行い、歩留り率向上等に努めるものとする。	市町、民間団体等による人工増殖事業計画なし
平成25年度			〃	〃	〃
平成26年度			〃	〃	〃
平成27年度			〃	〃	〃
平成28年度			〃	〃	〃

2 放鳥獣

(1) 方針

人工増殖したキジについて、休猟区（指定期間が最終年度となるものを除く。）に放鳥し、人工増殖を促すとともに、その定着状況等を調査し、放鳥事業による効果が高まるよう努めるものとする。

(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画

(第11表)

種類名	放鳥の地域	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
キ ジ	休猟区	31箇所2,000羽	34箇所2,000羽	28箇所2,000羽	25箇所2,000羽	28箇所2,000羽

(第12表)

種類名	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	委託生産	委託生産	委託生産	委託生産	委託生産
キ ジ	2,000羽	2,000羽	2,000羽	2,000羽	2,000羽

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の区分と保護管理の考え方

(1) 希少鳥獣

対象となる鳥獣は、環境省が作成したレッドリストにおいて、絶滅危惧ⅠA・ⅠB類及びⅡ類に該当する鳥獣で法第7条第5項に基づき定めるもの若しくは絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている鳥獣並びに愛媛県レッドデータブックにおいて同様の扱いがなされている鳥獣とする。

保護管理にあたっては、自然環境保全基礎調査等により生息状況や生息環境の把握に努め、必要に応じ、種及び地域個体群の存続を図るための取り組みを行うこととする。

(2) 狩猟鳥獣

狩猟鳥獣であっても、県内の生息状況等を踏まえ、地域個体群の存続に支障が認められるような場合にあっては、法第12条に基づき所要の手続を経て捕獲等の禁止又は制限を行うこととする。

保護管理にあたっては、自然環境保全基礎調査等により生息状況や生息環境の把握に努めるとともに、関係行政機関等からの情報収集等により、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の状況の把握に努めるものとする。また、被害防止目的で捕獲等の対象となる狩猟鳥獣について、狩猟による捕獲等を活用しつつ、特定鳥獣保護管理計画の作成及び実施により、被害の防止及び地域個体群の存続を図るものとする。

(3) 外来鳥獣等

対象となる鳥獣は、本来、本県に生息地を有しておらず、人為的に県外から導入された鳥獣とする。

管理にあたっては、自然環境保全基礎調査等により生息状況、農林水産業への被害及び生態系への影響について、把握に努めるものとする。また、農林水産業又は生態系等に被害を及ぼす外来鳥獣については、狩猟による捕獲を推進し、被害の防止を図るものとする。

(4) 一般鳥獣

対象となる鳥獣は、希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣以外の鳥獣とする。

保護管理にあたっては、自然環境保全基礎調査等により生息状況等の把握に努めるものとする。また、分布動向、地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境、農林水産業又は生態系等に係る被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じ、希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護管理に準じた対策を講じるものとする。特に生息数が著しく増加又は減少している鳥獣については、特定鳥獣保護管理計画の作成及び実施により、被害の防止や地域個体群の存続を図るものとする。

2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

(1) 許可しない場合の基本的考え方

以下の場合にあっては、許可をしないものとする。

- ① 捕獲後の処置の計画等に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合。
- ② 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させるなど、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。ただし、外来鳥獣等により生態系に係る被害が生じている地域又は新たに外来鳥獣等の生息が認められ、今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合は、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

- ③ 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させるなど、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合。
- ④ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることにより、それらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合。
- ⑤ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは法第9条第3項第4号に規定する指定区域（以下「指定区域」という。）の静穏の保持に著しい支障が生じる場合。
- ⑥ 法第36条及び規則第45条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。

(2) 許可する場合の基本的考え方

① 学術研究を目的とする場合

学術研究（環境省足環を用いる標識調査を含む。）を目的とする捕獲等又は採取等は、当該研究目的を達成するために不可欠な必要最小限のもの（外来鳥獣等に関する学術研究にあつては適切なもの）であつて、適正な研究計画の下でのみ行われるものとする。

② 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（以下第四において「被害」という。）が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。特に、外来鳥獣等については、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

③ 特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整を目的とする場合

個体数調整を目的とした捕獲等又は採取等は、人と鳥獣との共存を目指した科学的・計画的な保護管理の一環として、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図るために必要な範囲内で行われるものとする。

④ その他特別な事由を目的とする場合

上記以外の特別な事由を目的とした捕獲等又は採取等に関しては、原則として次の事由に該当するものを対象とするものとする。また、鳥獣の愛玩飼養については、鳥獣は本来自然のままに保護すべきであるという理念にもとるのみならず、鳥獣の乱獲を助長するおそれもあるので、飼養のための捕獲又は採取は許可しないものとする。

1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

鳥獣行政事務担当職員が職務上の必要があつて捕獲又は採取する場合。

2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

鳥獣行政事務担当職員や鳥獣保護員等が、傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する場合。

3) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

博物館、動物園等の公共施設において、飼育展示するために捕獲又は採取する場合。

4) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的

鳥類の人工養殖を行っている者が、遺伝的劣化を防止する目的で野生の個体を捕獲又は採取する場合。

5) 鵜飼漁業への利用

鵜飼漁業者が漁業に用いるためウミウ又はカワウを捕獲する場合。

6) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

伝統的な祭礼行事等に用いる場合。

7) 前各号に掲げるもののほか、鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的

環境教育に利用する目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的として捕獲等又は採取等する場合など。

(3) わなの使用に当たっての許可基準

わなを使用した捕獲許可申請にあつては、以下の基準を満たすものとする。ただし、①1) のくくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期、クマ類の生息状況等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、以下によらないことができるものとする。

① 獣類の捕獲を目的とする許可申請の場合（③の場合を除く）

- 1) くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。
- 2) とらばさみを使用した方法での許可申請の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであること。

② イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合

くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、①1) の規制に加えて、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。

③ ツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合

はこわなに限るものとする。

(4) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法等について付すものとする。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付すものとする。

(5) 許可権限の市町長への委譲

① 法第9条第1項の規定に基づく鳥獣の捕獲等の許可に関する事務のうち、次に掲げるものに係るもの（2以上の市町の区域にわたるものに関するものを除く。）は、市町長に委譲する。（愛媛県事務処理の特例に関する条例により平成12年4月1日委譲）

- 1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的で行う狩猟鳥獣、アオサギ、ダイサギ、コサギ、トビ、カワラバト（ドバト）、タイワンシログシラ、ウソ、オナガ、ニホンザル、マングース及びノヤギの捕獲（国有林野又は県有林の区域内において国又は県が行うものを除く。）
- 2) 飛行場の区域内における航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣の捕獲

- ② 市町長が行う事務処理について、法、規則、鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）及び本鳥獣保護事業計画に従った適切な業務の施行及び知事に対する許可事務の執行状況報告が行われるよう助言するものとする。
- ③ 市町長は被害等の発生の高い鳥獣の捕獲許可について、被害等の調査を早急に行い、効果が上がるように迅速に実施し、その他の有害鳥獣の捕獲許可は、その都度実態を把握し、実情に応じた措置を講ずるものとする。
- ④ 捕獲等又は採取等の許可にあたっての条件は、期間の限定、区域の限定、捕獲の方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定のほか、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮、猟具への標識の装着などについて付するものとする。
- ⑤ 捕獲等又は採取等を行う区域が多数の市町を含み申請が多数必要になる場合には、市町間の連携を図るなどにより制度の合理的な運用を図り、申請者に手続き上過度の負担を課すことのないよう配慮するものとする。

(6) 捕獲実施に当たっての留意事項

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等への周知を図らせるものとする。

また、わなの使用に当たっては、以下の事項について措置されるようにする。

- ① 猟具ごとに、住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着等を行うものとする（ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合にあっては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできるものとする。）。
- ② ツキノワグマの生息地域であって錯誤捕獲のおそれがある場合については、地域の実状を踏まえつつ、ツキノワグマの出没状況を確認しながら、わなの形状、餌付け方法等を工夫して錯誤捕獲を防止するよう指導するものとする。また、ツキノワグマの錯誤捕獲に対して迅速かつ安全な放獣が実施できるように、放獣体制等の整備に努めるものとする。

(7) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導するものとする。（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として規則第19条で定められた場合を除く。）さらに、捕獲物等が鳥獣の保護管理に関する学術研究、環境教育などに利用できる場合は努めてこれを利用するよう指導するものとする。

また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。特に、クマ類及びカモシカについては、違法に輸入されたり国内で密猟された個体の流通を防止する観点から、目印標（製品タグ）の装着により、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせるものとする。

なお、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導するものとする。

さらに、錯誤捕獲した個体については、原則として所有及び活用はできないこと、狩猟鳥獣以外にあっては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについて、あらかじめ申請者に対して十分周知を図るものとする。

ただし、錯誤捕獲された外来鳥獣等の放鳥獣は適切ではないことから、生態系等に被害を及ぼしている外来鳥獣等が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応するよう努めるものとする。

(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集

鳥獣の保護管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため適当と認める場合には、捕獲等又は採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採取物、捕獲努力量等についての報告を、必要に応じ写真又はサンプルを添付させる等して求めるものとする。また、錯誤捕獲の情報についても収集に努めるものとする。

特に、傷病鳥獣の保護捕獲にあつては、上記のような捕獲のデータの収集及び収容個体の計測・分析等を積極的に進め、保護管理のための基礎資料としての活用を図るものとする。

また、必要に応じて捕獲等又は採取等の実施への立会等により、それらが適正に実施されるよう対処するものとする。

(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

地域における生息数が少ない等の理由から保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うものとし、継続的な捕獲が必要となる場合は、生息数や生息密度の推定に基づき、捕獲数を調整するなど適正な捕獲が行われるよう計画的に行わせるものとする。このような種については、有害鳥獣捕獲と紛らわしい形態を装った不必要な捕獲等の生じることのないように各方面を指導するとともに、地域の関係者の理解の下に、捕獲した個体を、被害等が及ぶおそれの少ない地域へ放獣させるなど、生息数の確保に努めることも検討するものとする。

3 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究

① 研究の目的及び内容

次の1) から4) までのいずれにも該当するものであること。

1) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。

ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。

2) 鳥獣の捕獲等又は鳥獣の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。

3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。

また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。

4) 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、原則として一般に公表されるものであること。

② 許可対象者

理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者

③ 鳥獣の種類・数

必要最小限の種類又は数(羽、頭、個)。ただし、外来鳥獣等に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数(羽、頭、個)とする。

④ 期間

1年以内

⑤ 区域

必要最小限の区域とし、原則として、特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域(当該区域において特定猟具に指定されている猟具を使用する場合に限る。)並びに規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。

⑥ 方法

次の各号に掲げる条件に適合するものであること。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

- 1) 法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法ではないこと。
- 2) 殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

⑦ 捕獲等又は採取等後の措置

原則として、次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

- 1) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。
- 2) 個体識別のため、指切り、ノーズタグの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置を行わないこと。
- 3) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、目的を達成するために当該措置が必要最小限であると認められるものであること。

なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が鳥獣観察情報の収集に広く活用できる場合には、標識の情報を公開するよう努めること。

(2) 標識調査(環境省足環を装着する場合)

① 許可対象者

国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）

② 鳥獣の種類・数

原則として、標識調査を主たる業務として実施している者にあつては、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者にあつては、同各1,000羽以内、その他の者にあつては、同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。

③ 期間

1年以内

④ 区域

原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

⑤ 方法

原則として、網、わな又は手捕とする。

4 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

本県における野生鳥獣による農林作物被害は、中山間地域を中心に拡大しており、鳥類ではヒヨドリ、カラスなど、哺乳類ではイノシシ、ニホンジカ、ニホンザルなどによる果樹、野菜、林産物、水稻への被害が大きい。

特に県内全域に分布するイノシシ及び南予等各地に広がるニホンジカによる被害は、従来の防除及び有害鳥獣捕獲対策だけでは対応できない状況である。

このため、有害鳥獣捕獲の実施にあたっては、有害鳥獣捕獲許可権限を有する市町に対し、的確な被害状況の把握と迅速な対応を求め、有害鳥獣捕獲効果の確保に努めるとともに、農林水産業と鳥獣の保護との両立を図るため、県と関係機関との連携のもと、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体数管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。ただし、外来鳥獣等についてはこの限りではない。

また、県民に対しては、人間生活に伴い排出される生ゴミや安易な餌付け等が野生鳥獣による被害の誘因となっていることから、被害を生じさせることがないよう意識啓発に努めるものとする。

(2) 鳥獣による被害発生予察表の作成

県内全域での年間を通じての被害発生予察については、鳥獣の生息状況、過去の被害の状況から次の予察表及び予察地図のとおりとなる。

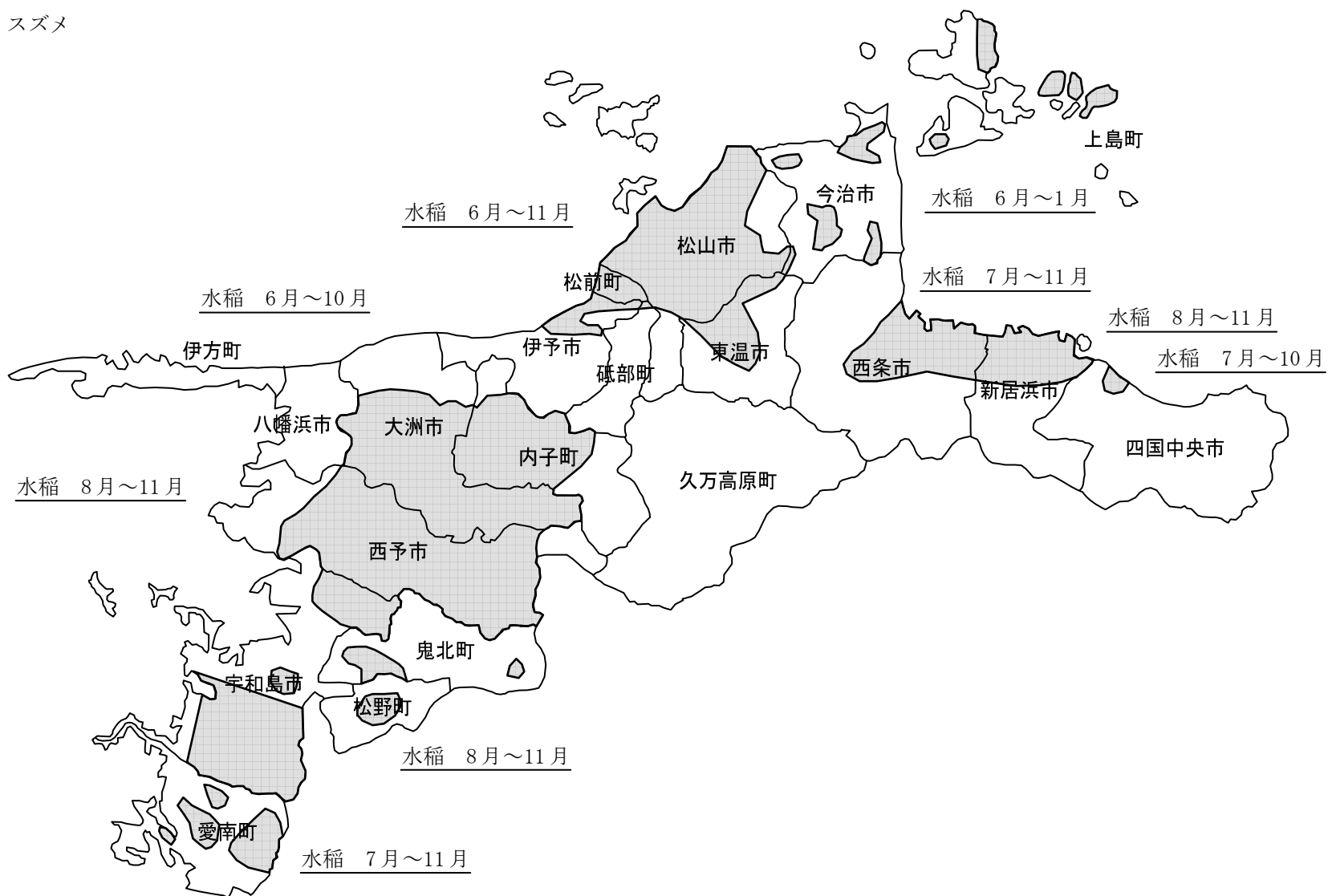
① 予察表

(第13表)

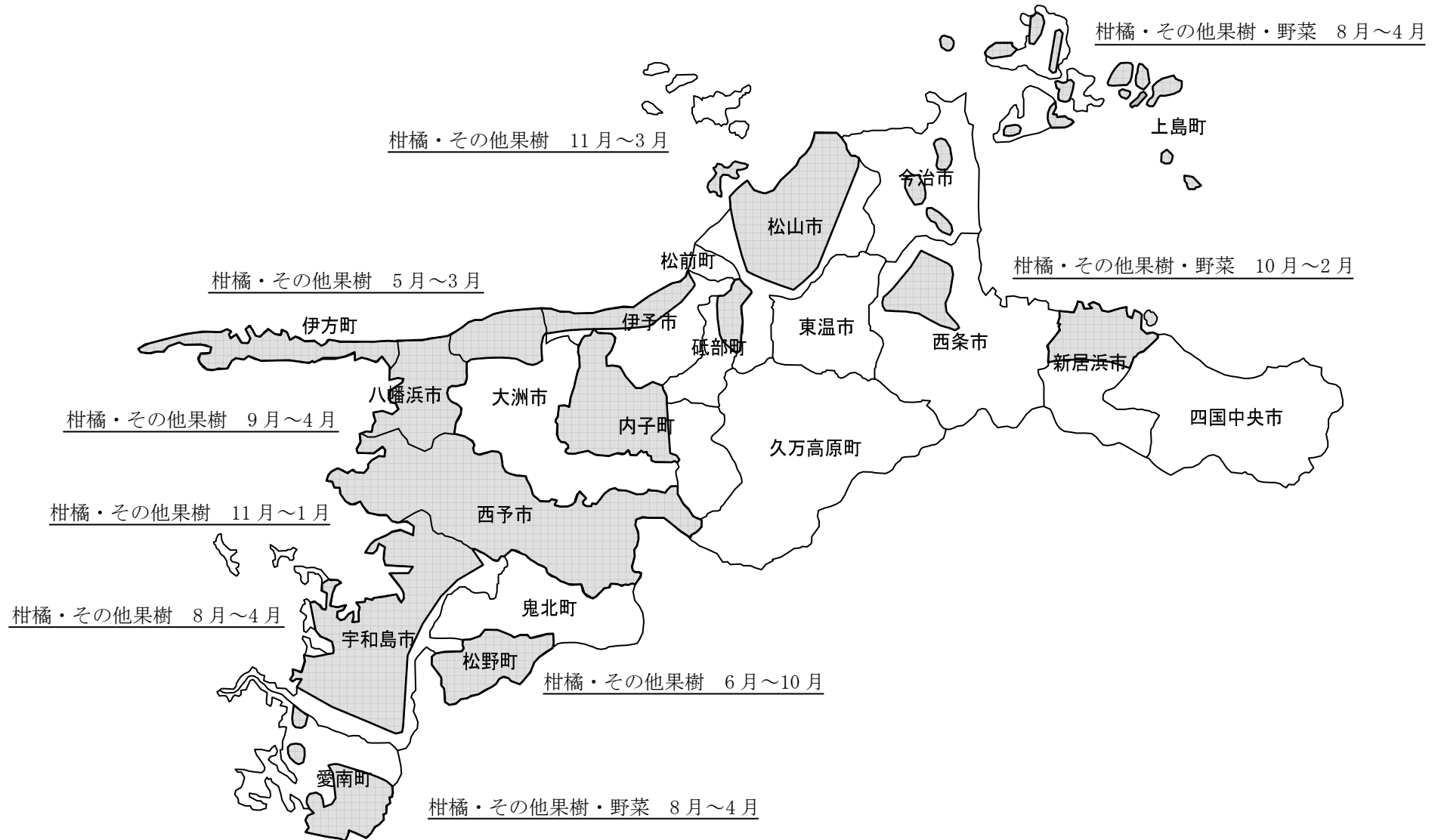
加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期												被害発生地域	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
スズメ	水稲			←									→		四国中央市・新居浜市・西条市・今治市・上島町・松山市・伊予市・東温市・松前町・砥部町・大洲市・内子町・西予市・宇和島市・鬼北町・松野町・愛南町
ヒヨドリ	柑きつ・その他果樹・野菜	←												→	西条市・新居浜市・今治市・上島町・松山市・伊予市・砥部町・大洲市・内子町・八幡浜市・伊方町・西予市・宇和島市・松野町・愛南町
カラス	柑きつ・その他果樹・野菜・水稲・トウモロコシ・飼料作物・雑穀・豆類・麦・シイタケ・人畜・施設	←												→	県内全域
	航空機	←												→	松山空港
ハト類	野菜・穀類・豆類・水稲・麦・柑きつ・その他果樹・飼料作物・施設	←												→	新居浜市・西条市・今治市・上島町・松山市・伊予市・東温市・松前町・砥部町・久万高原町・大洲市・西予市・宇和島市・鬼北町・松野町
	航空機	←												→	松山空港
カモ類	養殖ノリ							←					→		西条市
ムクドリ	柑きつ・その他果樹				←									→	西条市・今治市
メジロ	柑きつ							←						→	今治市
カワウ	魚類・養魚	←												→	新居浜市・西条市・今治市・松山市・松前町・大洲市・西予市・鬼北町
トビ	航空機	←												→	松山空港
イノシシ	水稲・芋類・柑きつ・その他果樹・野菜・タケノコ・トウモロコシ・粟・豆類・穀類・飼料作物・幼齢木・タバコ・人畜・施設	←												→	県内全域（松前町を除く）
ノウサギ	造林木	←												→	西条市・松山市・伊予市・東温市・久万高原町・大洲市・内子町・西予市・宇和島市・鬼北町・松野町・愛南町
ニホンザル	柑きつ・その他果樹・野菜・タケノコ・シイタケ・水稲・芋類・穀類・豆類・人畜・施設	←												→	四国中央市・新居浜市・西条市・今治市・松山市・東温市・砥部町・久万高原町・大洲市・内子町・西予市・宇和島市・鬼北町・松野町・愛南町
ハクビシン	柑きつ・その他果樹・野菜・トウモロコシ・シイタケ	←												→	四国中央市・新居浜市・西条市・今治市・伊予市・砥部町・東温市・久万高原町・大洲市・内子町・伊方町・西予市・宇和島市・鬼北町・松野町・愛南町
タヌキ	柑きつ・その他果樹・野菜・飼料作物・人畜	←												→	今治市・上島町・伊予市・砥部町・久万高原町・大洲市・内子町・伊方町・西予市・宇和島市・鬼北町・松野町・愛南町
ニホンジカ	造林木・水稲・豆類・飼料作物・その他果樹・野菜	←												→	四国中央市・新居浜市・西条市・今治市・松山市・東温市・久万高原町・大洲市・内子町・西予市・宇和島市・鬼北町・松野町・愛南町
キツネ	家禽	←												→	西条市
リス	シイタケ	←→				←								→	大洲市

② 被害発生予察地図

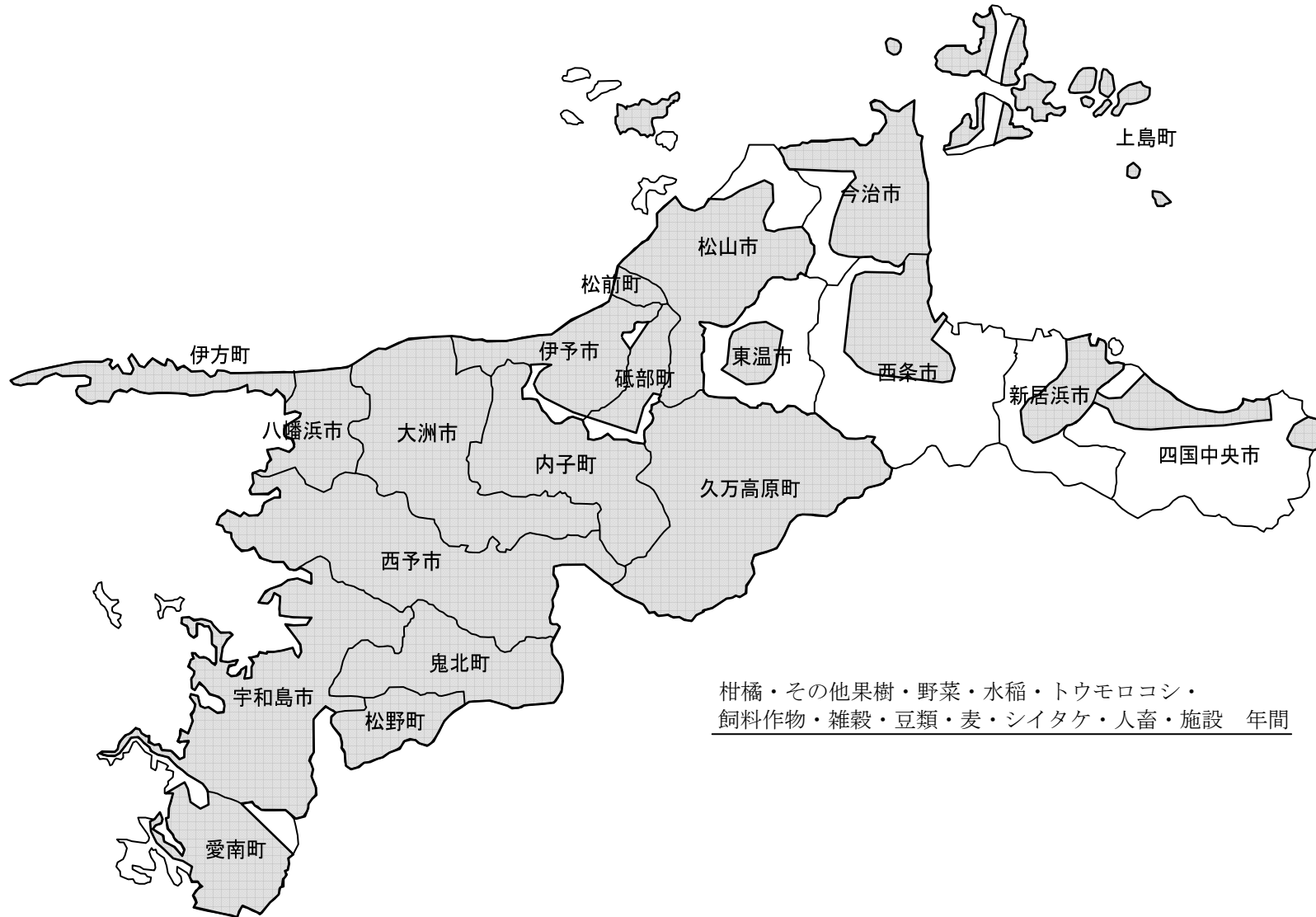
1) スズメ



2) ヒヨドリ

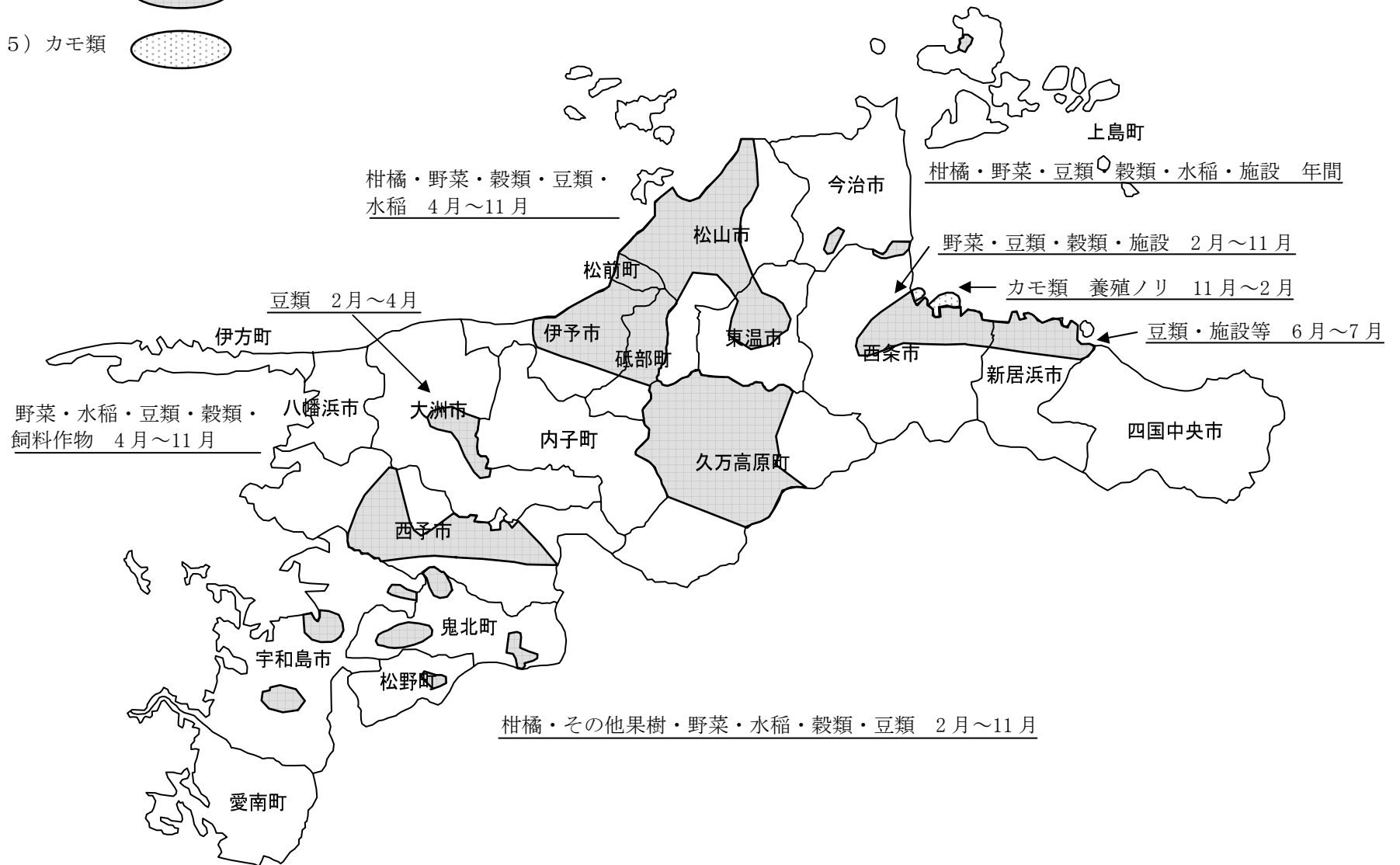





3) カラス

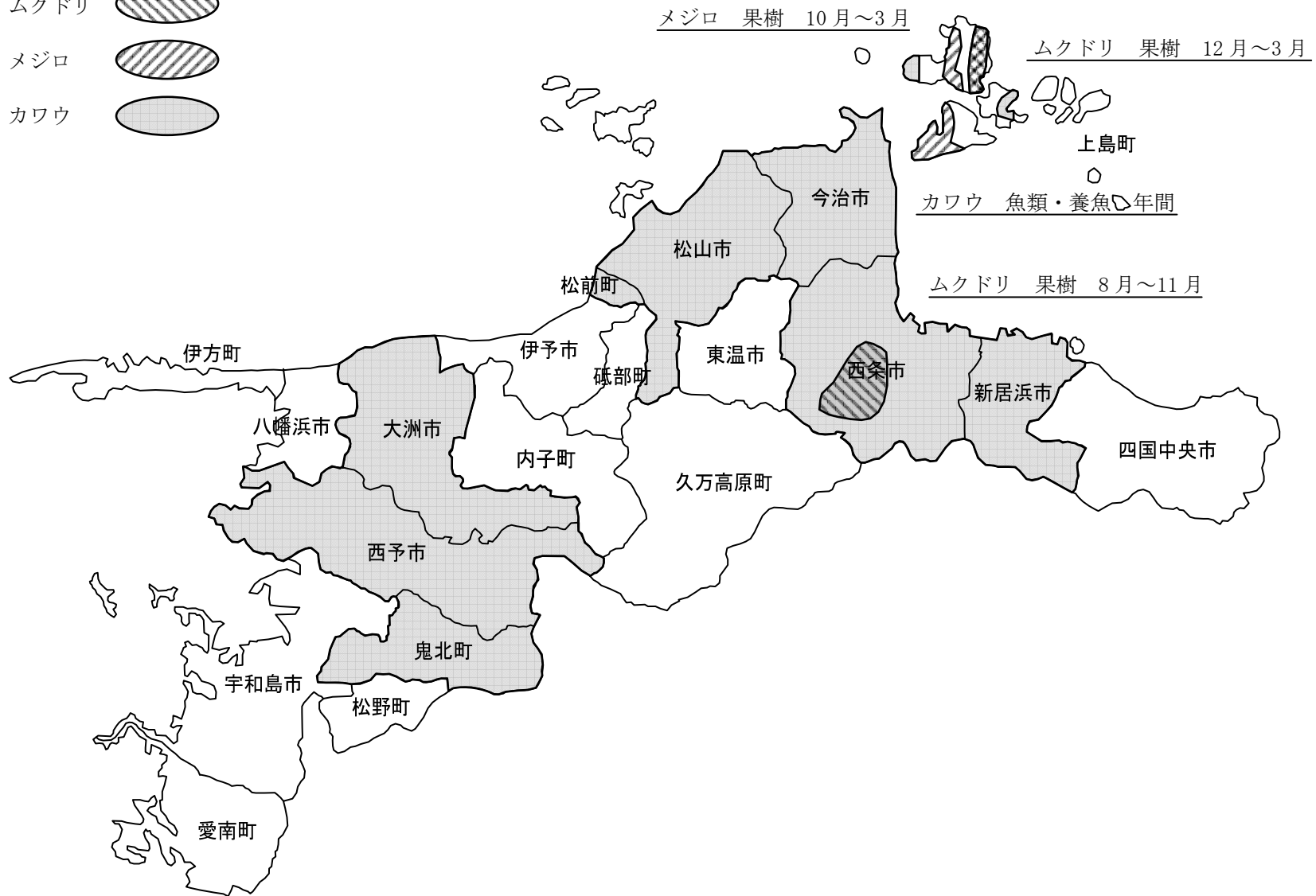


4) ハト類 

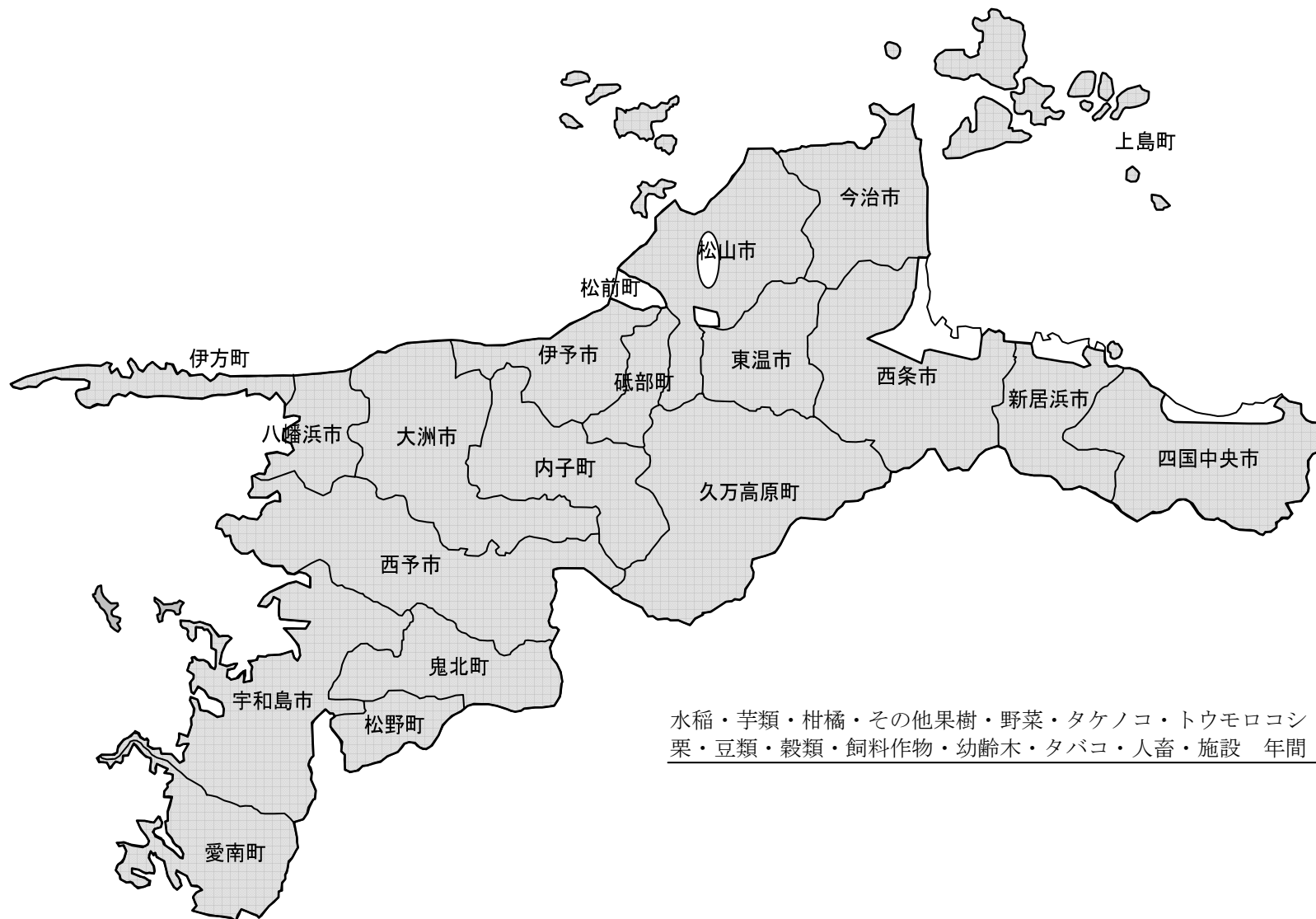
5) カモ類 



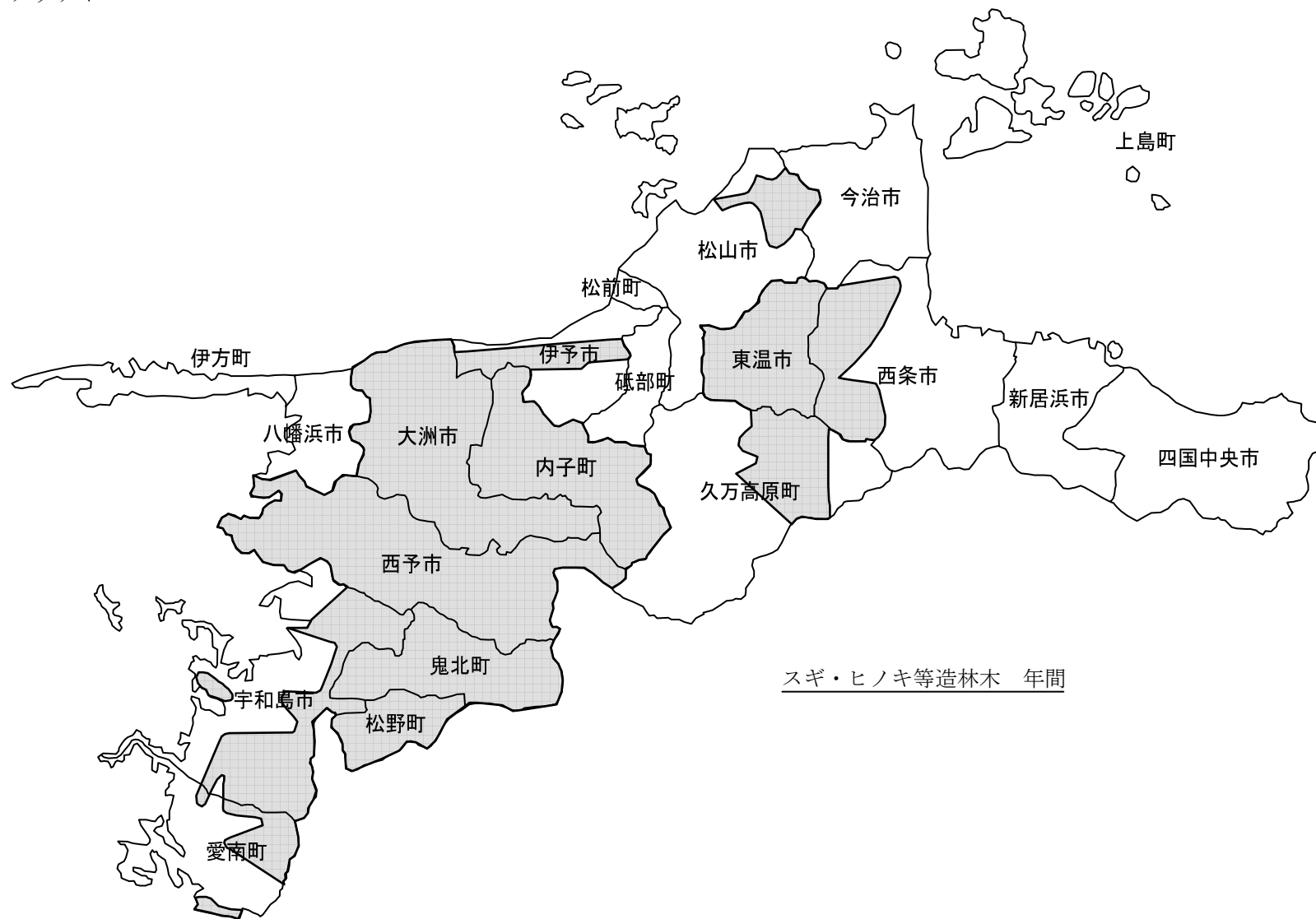
- 6) ムクドリ 
- 7) メジロ 
- 8) カワウ 



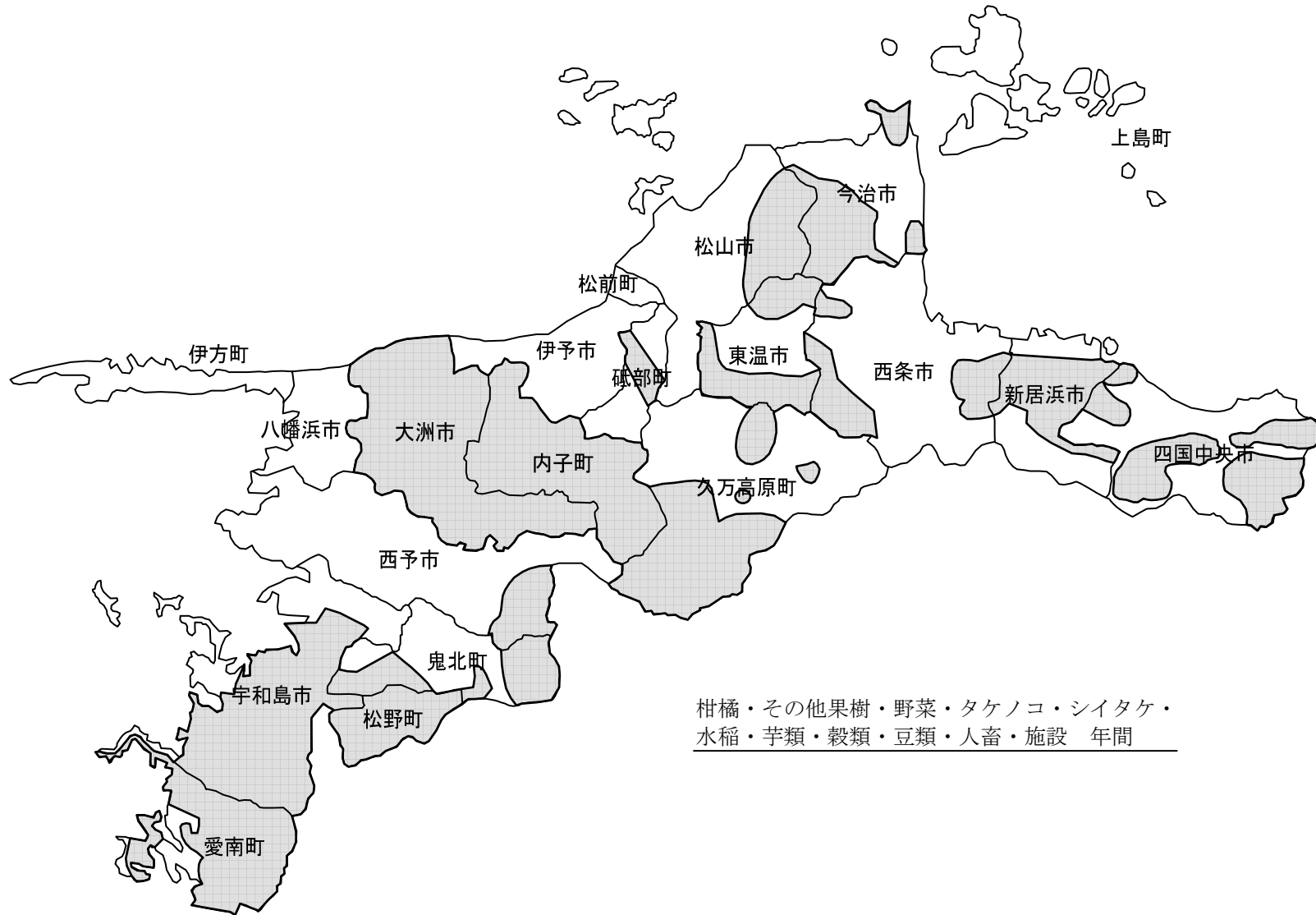
9) イノシシ



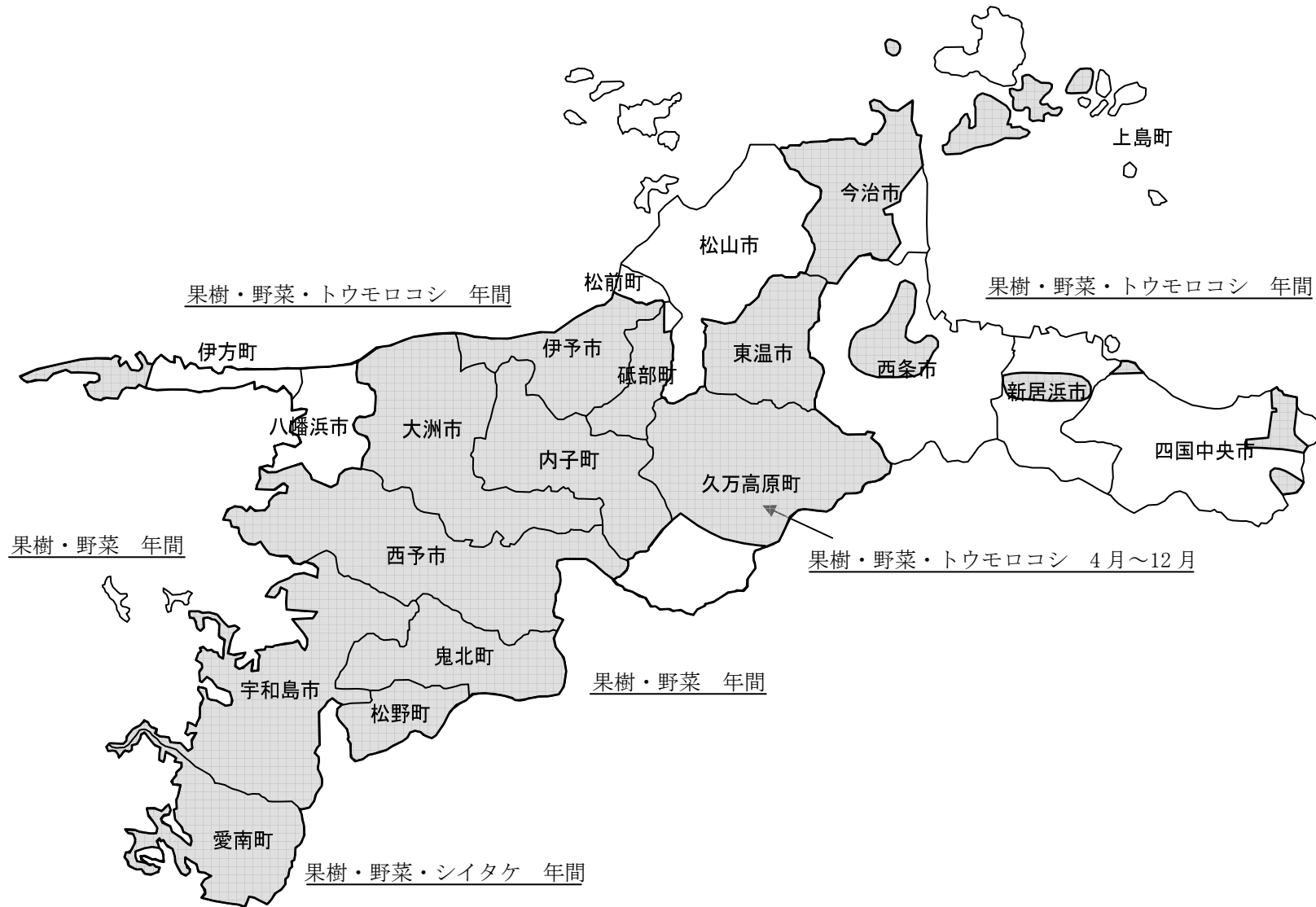
10) ノウサギ



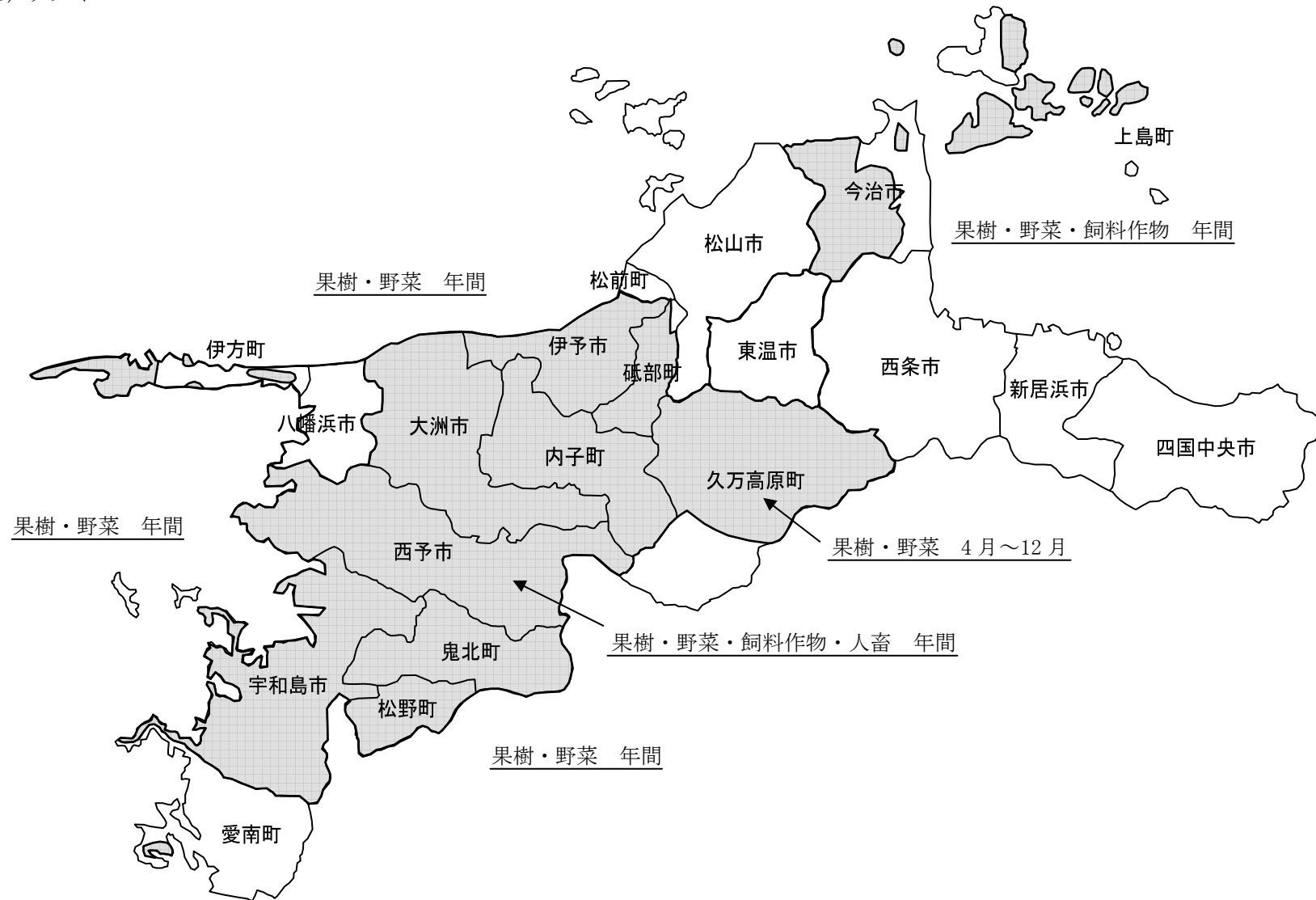
11) ニホンザル



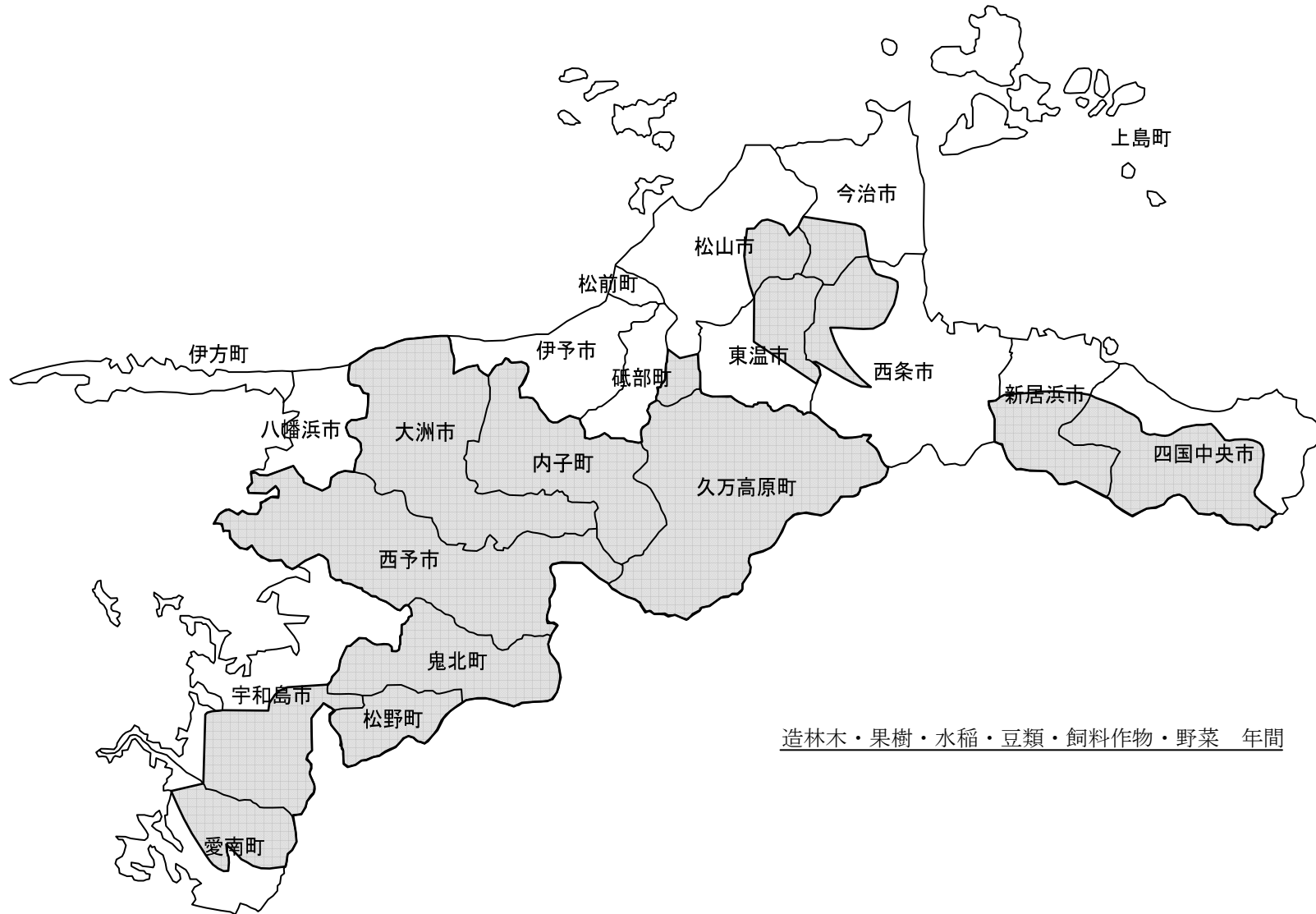
12) ハクビシン



13) タヌキ



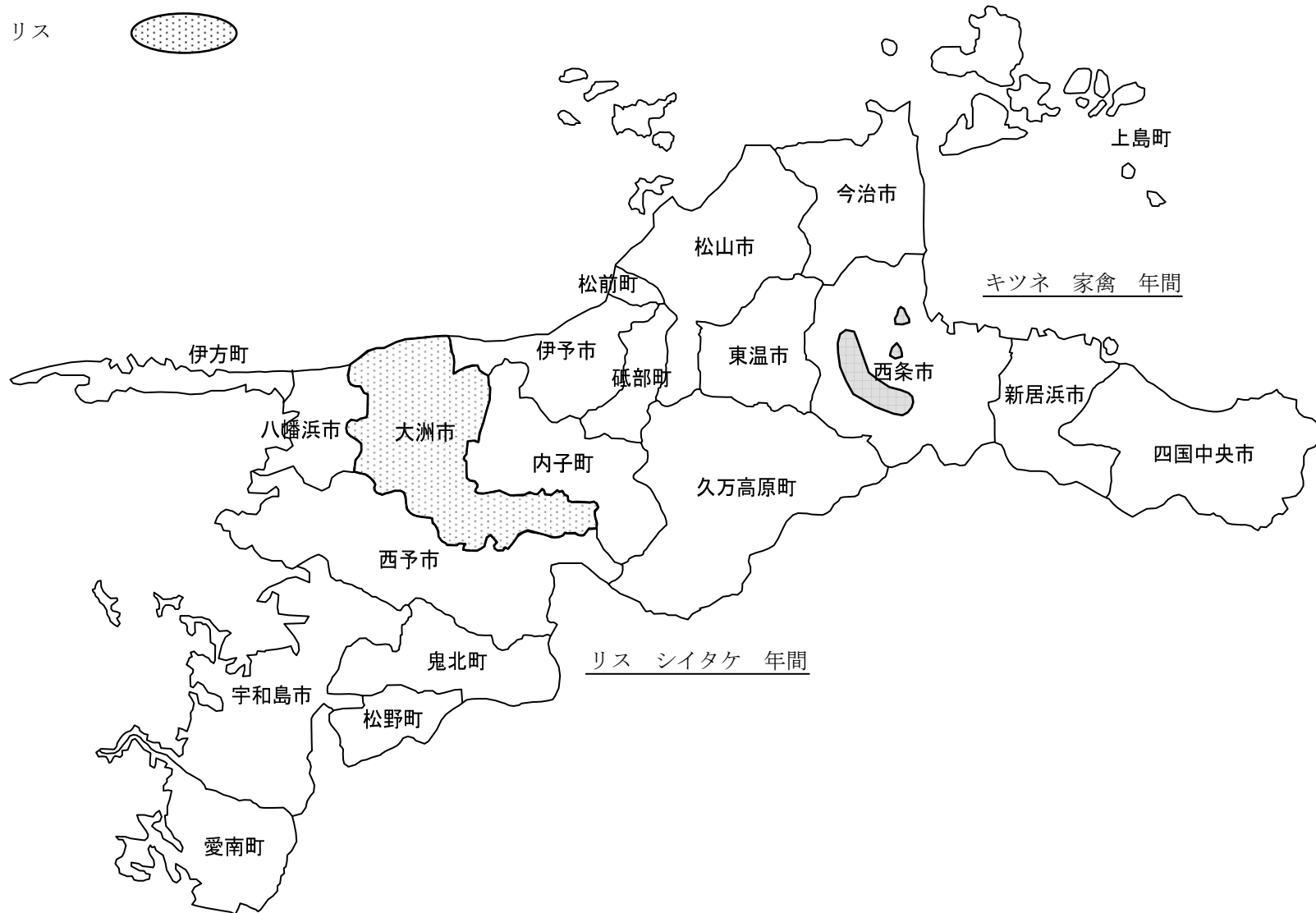
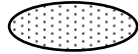
14) ニホンジカ



15) キツネ



16) リス



③ 予察表に係る方針等

被害等のおそれがある場合に実施する予察による有害鳥獣捕獲（以下「予察捕獲」という。）は、①予察表及び②被害発生予察地図に基づき、鳥獣の種類別、四半期別及び地域別による被害発生予察表を作成するものとする。

予察表の作成にあたっては、過去5年間の鳥獣による被害等の発生状況及び鳥獣の生息状況について、地域の実状に応じ、学識経験者等科学的見地から適切な助言及び指導を行うことができる者の意見を聴き、調査及び検討を行うものとする。

また、予察表においては、被害発生のおそれのある地区ごとに、農林水産物の被害や作付け状況、鳥獣の生息状況の推移等を勘案し、被害・影響の発生地域、時期等の予察をするものとする。なお、捕獲等又は採取等の数の上限を設定するなど、許可の方針を明らかにするものとする。さらに、予察表に係る被害等の発生状況については、毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整するなど、予察捕獲の科学的・計画的実施に努めるものとする。

なお、予察表及び予察計画の作成・検討等、予察捕獲の実施に係る調整については、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）に基づき設置された「鳥獣被害防止対策協議会」において行うことができるものとし、同法に基づく被害防止計画等との整合性を図るものとする。

（3）鳥獣の適正管理の実施

① 方針

農林水産業の振興と鳥獣の保護の両立を図るため、市町、関係団体と連携しながら、被害等の著しい鳥獣について、その被害実態、生息状況、生息態、特性等を把握するとともに、被害防止対策と保護管理について総合的に検討を行い、効果的な防除方法の確立に努め、鳥獣の適正な管理を行うものとする。

② 防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画

（第14表）

対象鳥獣名	年 度	防除方法の検討、個体数管理の実施等	備 考
有害鳥獣	各年度	1 愛媛県鳥獣害防止対策推進会議 （1）鳥獣害防止対策の実施方針に関すること。 （2）鳥獣害防止技術の確立に関すること。 （3）鳥獣害防止対策の研究成果等の情報収集と普及に関すること。 （4）その他、鳥獣害防止対策に必要な事項に関すること。 2 地区鳥獣害防止対策協議会（5地区） （1）鳥獣類被害の実態把握や防止対策等の情報交換。 （2）近隣市町の連携方策。 （3）被害防止対策に関する要望事項取りまとめ、事業の検討 3 愛媛県鳥獣害防止対策班 （1）鳥獣害防止対策の総合企画、総合調整及び推進に関すること。 （2）その他、鳥獣害防止対策の推進に必要な事項。	

(4) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

① 方針

有害鳥獣捕獲のための捕獲許可は、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害等が生じているか又はそのおそれがあり、原則として防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。ただし、外来鳥獣等についてはこの限りではない。

狩猟鳥獣、アオサギ、ダイサギ、コサギ、トビ、ウソ、オナガ、ニホンザル、特定外来生物である外来鳥獣、その他の外来鳥獣等（タイワンシロガシラ、カワラバト（ドバト）、ノヤギ等）以外の鳥獣については、被害等が生じることは稀であることから、これらの鳥獣についての捕獲許可は、被害の実態を十分調査するとともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を検討した上で許可するなど、特に慎重に取り扱うものとする。

また、保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可についても、特に慎重に取り扱うものとする。

なお、外来鳥獣による農林水産業又は生態系に係る被害の防止を図る場合にあっては、当該外来鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

おって予察捕獲については、常時捕獲を行い生息数を低下させる必要があるほどの強い害性が認められる場合のみ許可するものとする。ただし、外来鳥獣等についてはこの限りではない。

② 許可対象者

原則として次の要件を満たす者から選択するものとする。また、有害鳥獣捕獲実施者の数は、必要最小限にとどめるものとする。

1) 被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された個人又は法人（法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体その他適切かつ効果的に同項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同じ。）

2) 狩猟免許を有する者

ただし、法第9条第3項各号のいずれにも該当せず、捕獲した個体の適切な処分ができると認められる場合にあっては、次に掲げるとき等は狩猟免許を有していない者にも許可することができるものとする。

ア 住宅等の建物内における被害を防止する目的で当該建物内において、小型の箱わな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、カラス、ドバト等の小型の鳥獣を捕獲する場合。

イ 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、シカその他の鳥獣を捕獲する場合。

ウ 法人に対する許可であって、次の要件をすべて満たしたうえで、狩猟免許を有していない者を補助者として含む場合。

なお、この場合は、地域の関係者と十分な調整を図り、有害鳥獣捕獲の効果的な実施に努めるものとする。

(ア) 銃器の使用以外の方法による場合であって、従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれていること。

(イ) 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていること。

(ウ) 狩猟免許を有する従事者の監督下で捕獲を行うこと。

3) 規則第67条第2項に該当する者

4) 被害等市町内若しくはその周辺に居住し、必要に応じ迅速に有害鳥獣捕獲活動に従事できる者

③ 鳥獣の種類・数

1) 有害鳥獣捕獲対象鳥獣の種類は、現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。

2) 鳥類の卵の採取等の許可は、原則として、現に被害等を発生させている鳥類を捕獲等することが困難であり、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合、又は建築物等の汚染等を防止するため、巣を除去する必要がある、併せて卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合のみに行うものとする。

3) 捕獲等又は採取等の数は、被害等の防止、軽減の目的を達成するために必要最小限の数（羽、頭、個）とする。

ただし、外来鳥獣等に係る被害防止を目的とする場合には、1) から3) は適用しない。

④ 期間

1) 原則として、被害等が生じている時期のうち、最も効果的に有害鳥獣捕獲が実施できる時期であって、地域の実情に応じた有害鳥獣捕獲を無理なく完遂するために必要かつ適切な期間とするものとする。

2) 原則として、捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮するものとする。

3) 狩猟期間中及びその前後における有害鳥獣捕獲の許可については、被害が甚大である等やむを得ない場合に行うものとし、狩猟期間中は一般の狩猟と、また、狩猟期間前後は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、有害鳥獣捕獲の必要性を十分に審査し、適切に対応するものとする。

4) 予察捕獲の許可については、上記1) から3) にかかわらず被害発生予察表に基づき計画的に捕獲を行うものとする。

⑤ 区域

1) 有害鳥獣捕獲を実施する区域は、被害等の発生状況に応じ、その対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて被害等の発生地域及びその隣接地等を対象とするものとし、その範囲は必要かつ適切な区域とする。

2) 被害等が複数の市町にまたがって発生する場合においては、被害等の状況に応じ市町を越えて共同して広域的に有害鳥獣捕獲を実施できるよう該当市町において協議を行うものとする。また、被害等が周辺の県にまたがって発生する場合においては、関係する県と共同して広域的に有害鳥獣捕獲を実施するなど連携を図るものとする。

3) 特定猟具（銃）使用禁止区域、特定猟具（銃）使用制限区域及び捕獲禁止場所において許可する場合は、危険防止を徹底するとともに、鳥獣保護区及び休猟区において許可する場合は、特に有害鳥獣捕獲対象以外の鳥獣の保護管理の適正な実施が確保されるよう慎重に取り扱うとともに、第三者に疑惑を持たれる等のおそれのないよう処置するものとする。

⑥ 方法

1) 従来捕獲等又は採取等の実績を考慮した、最も効果があり、安全性が確保できる方法とする。ただし、法第36条及び規則第45条に規定する手段は、許可しないものとする。なお、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。

2) 空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。

3) 鉛製銃弾を対象とした法第15条第1項に基づく指定猟法禁止区域及び第12条第1項又は第2項に基づき鉛製銃弾の使用を禁止している区域においては、禁止された鉛製銃弾を使用しないものとする。

なお、猛禽類の鉛中毒を防止するため、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努めるものとする。

4) 捕獲対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法をとる場合は、結果として被害等の発生の遠因を生じさせることのないよう注意を払うものとする。

⑦ その他

1) 許可を受けた有害鳥獣捕獲期間内に目的が達成できない場合は、再度許可することができる。

2) 松山空港の区域内において、航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣を捕獲する場合については、本許可基準にかかわらず許可できるものとする。

(第15表)

許可権者	鳥獣名	許 可 基 準							被害農林水産物等	備 考
		方 法	区 域	時 期	日 数	捕獲羽(頭)数	許可対象者	留意事項		
市町長	スズメ	銃器・網	被害等 区 域	随 時	60日以内 ※被害が甚大で長期にわたる場合は、90日以内 ※ニホンザルのみ、箱わなによる場合は、6箇月以内	被害等の防止の目的を達成するために必要最小限の羽(頭、個)数	被害者又は被害者から依頼された者		水稻	
	ヒヨドリ	銃 器							果樹、畑作物等	
	カラス	銃器・わな							水稻、畑作物、人畜、施設等	
	カワラバト (ドバト)	銃器・わな							果樹、畑作物、施設等	
	イノシシ	銃器・わな							水稻、タノキ、畑作物、果樹、タノキ、ヒキ、施設等	
	ノウサギ	銃器・わな							造林木	
	ニホンザル	銃器・わな							果樹、シイタケ、タノキ、水稻、畑作物、人畜、施設等	
	ハクビシ	銃器・わな							果樹、畑作物、シイタケ等	
	タヌキ	銃器・わな							果樹、畑作物、人畜等	
	ニホンジカ	銃器・わな							造林木、果樹、畑作物等	
	その他	地域の特性や被害等の状況に応じて効果的な捕獲方法を検討し、個別に対処する。								

※予察捕獲の場合は、上記基準に関わらず、被害発生予察に基づき計画的に捕獲を行うものとする。

(5) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

① 方針

有害鳥獣捕獲の実施の適正化及び迅速化を図るため、農林水産業関係者等に対する有害鳥獣捕獲制度の周知徹底及び指導・助言に努めるとともに、必要に応じて次に掲げる措置を実施するものとする。

特に、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画との整合を図り、適切かつ効果的な実施を図るため、実施体制を整備するものとする。

1) 捕獲隊の編成

銃器による捕獲を行う場合は、捕獲を円滑に行い、捕獲効果を高めるとともに、銃器による危険を防止するため、捕獲隊（有害鳥獣捕獲を目的に編成された隊をいう。以下同じ。）を編成するものとし、地域の実情に応じて鳥獣被害対策実施隊（鳥獣被害防止特措法第9条第1項に規定する鳥獣被害対策実施隊をいう。以下同じ。）と連携を図るものとする。その際、捕獲隊員等の選定については、技術の優れた者、有害鳥獣捕獲のための出動の可能な者等を隊員として編成するものとする。なお、当該市町内では捕獲隊の編成が困難な場合等においては、市町の境界を越えた広域の捕獲隊を編成するものとし、その実施者の養成・確保に努めるものとする。

また、狩猟人口の減少、高齢化等に対応した新たな捕獲体制を早急に確立する必要があることから、従来の取組に加え、新たな捕獲の担い手を育成する取組を推進するよう努めるものとする。

2) 共同捕獲の実施

わなによる捕獲を行う場合は、わなの管理及び捕獲鳥獣の処理等を適正かつ安全に行う観点から共同捕獲に努めるものとする。

3) 関係者間の連携強化及び被害防止体制の充実

被害等の防除対策にあっては、関係者が連携して円滑に捕獲を実施するため、地区鳥獣害防止対策協議会等を中心に連携の強化に努めるとともに、被害等が慢性的に発生している地域にあっては、必要に応じて、鳥獣の出現状況の把握・連絡、防護柵等の防除技術の普及、追い払い等の被害対策を行う体制整備、効果的な取組事例の紹介、被害実態等の一般への情報提供によりの確な情報伝達及び効果的な被害防止対策が図られるよう努めるものとする。

5 特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整を目的とする場合

個体数調整を目的とした捕獲等又は採取等の許可は、次の許可基準によるほか、法第7条第1項に基づき知事が作成した特定鳥獣保護管理計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとする。

(1) 許可対象者

原則として、銃器を使用する場合は第一種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合にあつては第一種銃猟又は第二種銃猟免許を所持する者）又は銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許若しくはわな猟免許を所持する者とする。

また、捕獲等又は採取等の効率性及び安全性の向上を図る観点から、それらの実施者には被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるよう指導するものとする。

さらに、実施者の数は、必要最小限とするとともに、被害等の発生状況に応じて、共同又は単独による捕獲等又は採取等の方法が適切に選択されるよう指導するものとする。

(2) 鳥獣の種類・数

捕獲等又は採取等の数は、特定鳥獣保護管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭、個）とする。

(3) 期間

① 特定鳥獣保護管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、特定鳥獣保護管理計画の内容を踏まえ適切に対応すること。

② 捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること。

③ 狩猟期間中は一般の狩猟と、また、狩猟期間前後は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、当該期間における捕獲等又は採取等の必要性を十分に審査するなど、適切に対応すること。

(4) 区域

特定鳥獣保護管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とする。

(5) 方法

従来捕獲等又は採取等の実績を考慮した、最も効果があり、安全性が確保できる方法とする。ただし、法第36条及び規則第45条に規定する手段は、許可しないものとする。なお、法第37条の規定により環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。

また、鉛製銃弾を対象とした法第15条第1項に基づく指定猟法禁止区域及び第12条第1項又は第2項に基づき鉛製銃弾の使用を禁止している区域においては、禁止された鉛製銃弾は使用しないものとする。

なお、猛禽類の鉛中毒を防止するため、鉛が暴露する構造・素材の装弾はしないよう努めるものとする。

さらに、有害鳥獣捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法をとる場合は、結果として被害等の発生の遠因を生じさせることのないよう注意を払うものとする。

6 その他特別の事由の場合

それぞれの事由ごとの許可の範囲については、原則として次の基準によるものとする。

(第16表)

目的	許可権者	許可基準					
		許可対象者	鳥獣の種類・数	期間	区域	方法	留意事項
鳥獣の保護に係る行政事務の遂行	知事	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先機関の職員を含む。）	必要と認められる種類及び数 (羽、頭、個)	1年以内	申請者の職務上必要な区域	原則として、法第12条第1項、第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。	
傷病により保護を要する鳥獣の保護		国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先機関の職員を含む。）、鳥獣保護員その他特に必要と認められる者			必要と認められる区域		
博物館、動物園その他これに類する施設における展示		博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者		6ヶ月以内	必要と認められる区域（原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。）		
養殖している鳥類の過度の近親交配の防止	知事	鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者	人工養殖が可能と認められる種類で必要最小限の数（羽、個）とし、放鳥を目的とする場合は放鳥対象地の個体とする。	6ヶ月以内	必要と認められる区域（原則として規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。）	網、わな又は手捕	放鳥を目的とする場合は放鳥対象地の個体とする。
鵜飼漁業への利用		鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者	必要最小限の数（羽）				手捕。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
伝統的な祭礼行事等に用いる目的		祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為（いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る。）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者（狩猟等の目的による捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。）	必要最小限の種類及び数（羽、頭、個）	1ヶ月以内	原則として、法第12条第1項、第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。	捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする。（致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。）	
その他鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的		捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断するものとする。 環境教育の目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした捕獲等又は採取等は、学術研究に準じて取り扱うこととする。 特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の使途も考慮した上で判断するものとする。					

7 鳥類の飼養の適正化

(1) 方針

鳥類の違法な飼養を防止するため、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう努めるものとする。

(2) 飼養適正化のための指導内容

- ① 登録の更新は、飼養個体と装着登録票（足環）を照合し確認した上で行うこと。
- ② 平成元年度の装着登録票（足環）導入以前から更新されているなどの長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認することなどにより、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。
- ③ 装着登録票の毀損等による再交付は、原則として行わず、毀損時の写真や足の状況等により確実に同一個体と認められる場合にのみ行うものとする。

(3) 愛玩を目的とした飼養

愛玩を目的とした飼養に際しては次の事項に留意すること。なお、新規の愛玩を目的とした捕獲については認めないことから、飼養登録は更新及び譲渡の場合に限るものとする。

- ① 飼養はメジロに限る。
- ② 1世帯1羽までとする。
- ③ 譲渡にあたっては、譲渡の経緯等を確認し、違法に捕獲された個体でないことを十分に確認するとともに、1人が多数の飼養をする等不正な飼養が行われないよう適正な管理に努めるものとする。
- ④ 愛鳥週間等の機会を通じ、広報等により周知徹底に努めるものとする。

(4) 許可権限の市町への委譲

法第19条の規定に基づく飼養（県の機関において行うものを除く。）の登録に関する事務は、市町長に委譲する。（愛媛県事務処理の特例に関する条例により平成12年4月1日委譲）

市町長が行う事務処理について、法、規則、基本指針及び本鳥獣保護事業計画に従った適切な業務の施行及び知事に対する飼養の登録及び更新状況等の事務の執行報告が行われるよう助言するものとする。

8 販売禁止鳥獣等

(1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可にあたっては、次の①、②のいずれにも該当する場合に許可するものとする。

- ① 販売の目的が規則第23条に規定する目的に適合すること。
- ② 捕獲したヤマドリのおおきく食用品としての販売など、販売されることによって違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し、個体数の急速な減少を招くなど、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

(2) 許可の条件

販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場合の場所（同一地域個体群）等とする。

(3) 許可権限の市町への委譲

法第24条第1項の規定に基づく販売禁止鳥獣の販売の許可に関する事務は、市町長に委譲する。（愛媛県事務処理の特例に関する条例により平成12年4月1日委譲）

市町長が行う事務処理について、法、規則、基本指針及び本鳥獣保護事業計画に従った適切な業務の施行及び知事に対する販売許可状況等の事務の執行報告が行われるよう助言するものとする。

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び指定猟法禁止区域に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

特定猟具使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、以下の区域について地域の要望等にも配慮し指定するよう努めるものとする。

① 銃猟に伴う危険を予防するための地区

銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、公道、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家が密集した場所及び衆人群集の集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所、その他銃猟による事故発生のおそれのある区域

② 静穏を保持するための地区

法第9条第3項第4号に規定する指定区域（社寺境内及び墓地）

③ わな猟に伴う危険を予防するための地区

学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空地及びその周辺、自然観察路及び野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

(第17表)

区 分	既指定 特定猟具 使用禁止 区域(A)		本計画期間に指定する特定猟具使用禁止区域						本計画期間に区域拡大する特定猟具使用禁止区域						
			24年度	25	26	27	28	計(B)	24年度	25	26	27	28	計(C)	
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所	70	箇所	15	6	6	9	2	38						
	面積(ha)	9,682.12	変動面積	3,199.7	512.0	382.5	1,629.0	620.0	6,343.2						
わな猟に伴う危険を予防するための区域	箇所		箇所												
	面積(ha)		変動面積												

区 分	本計画期間に区域減少する特定猟具使用禁止区域					本計画期間に廃止または期間満了により消滅する 特定猟具使用禁止区域						計画期間 の増△減*	計画終了時の 特定猟具使用 禁止区域**	
	25	26	27	28	計(D)	24年度	25	26	27	28	計(E)			
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所						17	6	6	9	2	40	△ 2	68
	面積(ha)						3,199.65	511.80	382.50	1,629.00	620.00	6,342.95	0.25	9,682.37
わな猟に伴う危険を予防するための区域	箇所													
	面積(ha)													

* 箇所数については (B)-(E)、面積については (B)+(C)-(D)-(E)、** 箇所数については (A)+(B)-(E)、面積については (A)+(B)+(C)-(D)-(E)

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

(第18表)

年 度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具 使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用 禁止区域名称	指定面積 (ha)	指定期間	備 考	特定猟具 使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用 禁止区域名称 (特定猟具名)	指定面積 (ha)	指定期間	備 考
平成24年度	四国中央市 新居浜市 " 西条市 " 今治市 " 松山市・松前町・砥部町 松山市 " " 西予市 西予市 愛南町 "	川之江 河北山 東田 中山 中山川 鹿ノ子池 山越 重信川河口 大加賀・久万ノ台 下伊台 泊 山田大池 神野久・永長 須ノ川 御荘港	32 760 110 160 25 66 126 465 850 19 68 5 354.7 31 128	10年	再指定 " " " " " " " " " " " 新設(小久永・小野 田・神野久を統合) 再指定 "					
計		15箇所	3,199.7				箇所			
平成25年度	四国中央市 今治市 " 松山市 砥部町 大洲市	関川上 鈍川 イナズミ 高浜 砥部川下流・通谷池 大洲青年の家	24 28 19 5 147 289	10年	再指定 " " " " "					
計		6箇所	512.0				箇所			
平成26年度	新居浜市 西条市 松山市 " 西予市 宇和島市	正木谷 本谷公園 湯ノ山 大池周辺 夫婦池 山財ダム	70 42 98 119 16 37.5	10年	再指定 " " " " "					
計		6箇所	382.5				箇所			

年 度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具 使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用 禁止区域名称	指定面積 (ha)	指定期間	備 考	特定猟具 使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用 禁止区域名称 (特定猟具名)	指定面積 (ha)	指定期間	備 考
平成27年度	四国中央市	関川	62	10年	再指定					
	松山市	東野	1,075		〃					
	〃	石風呂	250		〃					
	久万高原町	久万高原ふるさと旅行村	105		〃					
	伊方町	せと風の丘パーク	50		〃					
	〃	瀬戸ふれあい交流センター	9		〃					
	西予市	今田	9		〃					
	宇和島市	中山池	62		〃					
計	〃	源池公園	7	〃						
		9箇所	1,629				箇所			
平成28年度	松山市・東温市	北梅本町西岡	280	10年	再指定					
	砥部町	田ノ浦	340		〃					
計		2箇所	620				箇所			

2 特定猟具使用制限区域の指定

(1) 方針

法第35条第1項に規定する特定猟具の使用制限区域は、特定猟具の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具の使用を制限することが必要な区域について指定することができるが、とりわけ、休猟区解除後の区域については、集中的入猟が予想されるので、人身や財産に対する危険防止の観点から、必要に応じ、当該区域を特定猟具使用制限区域に指定するように努めるものとする。

3 指定猟法禁止区域の指定

(1) 方針

指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な区域であって、環境大臣が指定する区域以外について指定するものとする。

特に、鉛製銃弾による鳥獣の鉛中毒が生じている、あるいは生じるおそれのある区域については、鳥獣の鉛中毒の状況等を把握・分析し、関係機関及び土地所有者・占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。

また、鉛製銃弾以外であって、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じた時には、科学的かつ客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関及び土地所有者・占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。

(2) 指定猟法禁止区域指定内訳

(第19表)

指定年度	指定猟法禁止区域 指定所在地	指定猟法禁止区域 名称	指定面積 (ha)	備 考
平成15年度	今治市	犬塚池鉛製銃弾使用禁止区域	40.0	
	松山市	山田新池鉛製銃弾使用禁止区域	1.8	
	西予市	空所地区鉛製銃弾使用禁止区域	3.0	
計		3箇所	44.8	

第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項

1 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針

特定鳥獣保護管理計画は、それぞれの地域において対象とする鳥獣の地域個体群について、科学的知見を踏まえながら専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ明確な保護管理の目標を設定し、これに基づき、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策の保護管理事業を総合的に講じることにより、科学的・計画的な保護管理を広域的・継続的に推進し、地域個体群の長期にわたる安定的な保護を図ることにより、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成するものとする。

平成23年度に策定した第3次愛媛県イノシシ適正管理計画及び第2次ニホンジカ適正管理計画について、引き続き適正な実施に努めるものとする。
(第20表)

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
平成23年度	長期にわたる個体数の安定的維持と農林被害等の軽減	イノシシ	平成24年度～28年度	県内全域	第3次計画 (第1次 平成16～18年度) (第2次 平成19～23年度)
平成23年度	長期にわたる個体数の安定的維持と農林被害等の軽減	ニホンジカ	平成24年度～28年度	県内全域	第2次計画 (第1次 平成20～23年度)

2 実施計画の作成に関する方針

特定鳥獣保護管理計画の効果的な目標達成に資するため、必要に応じて同計画の対象区域をさらに区分した地域において、年度別に適切な鳥獣保護管理事業を実施するための実施計画の作成に努めるものとする。

第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

1 基本方針

鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図るため、県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数等について必要な調査を行い、情報の収集・分析に努め、科学的知見に基づいた野生鳥獣の保護、管理を推進していくものとする。

2 鳥獣保護対策調査

(1) 方針

県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を把握するため、以下の調査を必要に応じ実施するものとする。

また、情報の集積が少ない鳥獣については、それらの種の生息状況等に応じて適切な調査を積極的に実施するものとする。その実施にあたっては、被害対策調査の結果を活用するなど、関係機関との連携を図りつつ、既存の情報の収集を図るものとする。

なお、法第80条第1項の規定に基づき環境省令で規定される鳥獣については、生息状況等の調査を関係省庁や研究機関等と連携して行い、保護管理の状況についても、連携して情報収集・分析に努めるものとする。

(2) 鳥獣生息分布調査

県内に生息する鳥獣の種類、分布、繁殖の状況及び出現の季節等とともに、必要に応じて、鳥獣の生態を調査するものとする。調査の方法は、既存資料の整理・活用、アンケート調査、聞き取り調査及び現地調査等とし、また、捕獲報告の活用や捕獲努力量調査の実施も検討するとともに、他の地域との比較や経年的変化の把握が可能な手法を用いるものとする。なお、県内に生息する鳥獣（狩猟鳥獣を除く。）のうち、保護対策及び被害防止対策上重要な種については、最新の調査に基づいて鳥獣生息分布図を作成するものとする。

(3) 希少鳥獣等保護調査

希少鳥獣又はこれに準ずる鳥獣、県の鳥獣（鳥獣保護思想の普及の一環として、県民の象徴として定められた鳥獣）等の分布、生息数、生息環境、生態等を調査するものとする。

また、生息環境の変化、開発による影響、生息数の増減の傾向及びその原因を把握し、保護対策を検討するものとする。

(第21表)

対象鳥獣名		調査年度	調査方法・内容	調査地域	調査時期
鳥獣生息分布調査	イノシシ	平成24年度～28年度	近年、個体数が増加し、農林業等への影響が著しいため、現地踏査や聞き取りにより分布状況及び生息環境等を調査し、保護管理の基礎資料とする。	県内全域	随時
	ニホンジカ			県内全域	随時
	外来鳥獣		本来、県内に生息しない外来鳥獣について、文献及び現地踏査により有害性の評価、生息状況等を調査し、防除対策を検討する。	県内全域	随時
希少鳥獣	希少鳥獣（県レッドデータブック絶滅危惧Ⅰ類等）について、文献及び現地踏査により希少性の評価、生息状況等を調査し、保護対策を検討する。		県内全域	随時	

(4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

県内のガン・カモ・ハクチョウ類の渡来地について、その越冬状況を明らかにするため、種別の生息数や生態を調査するものとする。調査は、毎年1月中旬の全国的な一斉調査を基本として実施するものとする。

(第22表)

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	備考
加茂川流域、黒瀬ダム、重信川河口、鹿野川ダム等 主な渡来地 約330箇所	毎年度	例年の全国一斉調査を基本とし、カモ類センサスの日(1月15日～1月17日)前後に分布調査を実施する。調査にあたっては、日本野鳥の会愛媛と連携の上、調査精度の向上に努める。	

(5) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

鳥獣保護区等の指定及び管理等を適正に行うため、既指定鳥獣保護区等又は新規指定予定鳥獣保護区において鳥獣の生息状況、生息環境及び被害等の調査を行うものとする。

(第23表)

対象保護区等の名称	調査年度	調査の種類・方法	備考
猪伏、野村ダム周辺、銚子ダム、古川、節崎池、石岡、大森山	平成24年度	ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査に併せて、鳥獣保護区1箇所以上の標準地を設け、定点及び定線調査を行うとともに、必要に応じ聴き取り調査も実施する。 なお、新規指定予定の鳥獣保護区については、鳥獣保護区の指定効果を把握するため、指定から5年間継続して調査する。	
谷上山、滑床成川、小田深山、黒瀬ダム、皿ヶ峰三坂峠、笠方、須賀川ダム、白滝、多田	平成25年度		
三島嶺南、阿島長野、奥道後、高縄、佐礼谷、芋坂、権現山、諏訪崎、卯之町、篠山、高茂、伏越、忽那七島海域、千足宮内	平成26年度		
葛籠尾、亀谷、玉川ダム、大宝寺、西山、西谷、宝股山	平成27年度		
岩屋寺、奥之院、横吹	平成28年度		

3 狩猟対策調査

(1) 方針

狩猟鳥獣の生息数の安定的維持と狩猟の適正化を推進するため、以下の調査を必要に応じて実施するものとする。

また、ニホンジカについては、県内各地で農林業被害が増大していることから、被害の軽減と長期的・安定的な個体数の維持を目的として、生息調査等を実施する。

(2) 狩猟鳥獣生息調査

主要な狩猟鳥獣の生息状況、生息環境の変化及び捕獲等の状況を調査するものとする。

イノシシ、ニホンジカ等特にその保護管理に留意すべき鳥獣については、狩猟者から捕獲等の位置情報、捕獲個体の性別、捕獲年月日及び捕獲努力量等の捕獲状況の報告を収集することにより、捕獲状況等の把握に努めるものとする。

(第24表)

対象鳥獣	調査年度	調査内容、調査方法	備考
狩猟鳥獣全般	毎年度	狩猟者登録を受けた者から捕獲等の報告を収集し、分析する。	
キジ、ヤマドリ	毎年度	初猟日（11月15日）に狩猟者等からの聞き取りにより出合い数調査を実施する。	狩猟一斉取締りにあわせて実施
キジ、ヤマドリ、コジュケイ	毎年度	休猟区指定及び放鳥の効果を測定するため、休猟区のうち6箇所の調査地を選定し、ラインセンサス法により生息数及び生息環境調査を毎年1月から3月の間で3回実施する。	猟友会委託

(3) 狩猟実態調査

狩猟期間中の出猟日数、狩猟鳥獣の増減傾向に関する狩猟者の意識、狩猟可能区域への立ち入り頻度及び錯誤捕獲等について、アンケート方式による調査を行うものとする。

(第25表)

対象種類	調査年度	調査内容、調査方法	備考
狩猟鳥獣	毎年度	狩猟期間中の出猟日数、捕獲場所、捕獲鳥獣別数量、捕獲鳥獣の利用方法、狩猟鳥獣の増減傾向について、種猟者登録を受けた者の1割程度を対象にアンケート調査を実施する。	

4 有害鳥獣対策調査

(1) 方針

生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害等を及ぼす鳥獣の防除方法の確立に資するため、主要な生活環境、農林水産業又は生態系に被害を及ぼす鳥獣の生理、生態及び個体群動態等を調査し、被害発生メカニズムを明らかにするよう努めるものとする。

また、被害等の発生状況、被害等を及ぼす鳥獣の分布、密度、行動圏、食性、繁殖状況及び生息環境等を調査し、被害対策技術の開発に資するものとする。

なお、被害状況については、地方公共団体等の関係部局の協力を得つつ鳥獣保護員においてもその把握に努めるものとする。

(2) 調査の概要

(第26表)

対象鳥獣名	調査年度	調査内容、調査方法	備考
有害鳥獣	毎年度	有害鳥獣捕獲許可基準設定、防除方法確立、個体数管理等のため、基礎となるデータを収集するため、県関係部局、鳥獣保護員、市町、関係団体等と連携の上、生息状況、被害状況等について、調査を実施する。	

第八 鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

鳥獣行政担当職員については、鳥獣保護事業計画の内容、鳥獣の生息状況等を勘案し、鳥獣保護事業の実施に支障がないよう適切な措置を講ずるものとする。

また、行政効果を高めるため、計画的に鳥獣行政担当職員を対象として研修を行い、専門的知識の向上を図るものとする。

なお、市町、近隣県等との積極的な連携に努めるとともに、必要に応じて地方検察庁、警察当局等の協力・連携を図るものとする。

特に、鳥獣被害防止特措法の施行を受けて、鳥獣行政における市町の役割が大きくなっていることから、市町の担当職員への定期的・計画的な研修又は情報等の提供を行うことにより、鳥獣保護管理に係る専門的知識の向上に努めるものとする。

(2) 設置計画

(第27表)

区 分	現 況			計画終了時			備 考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
本 庁 県民環境部 環境局 自然保護課	1	2	3	1	2	3	鳥獣保護行政全般
出 先							
東予地方局産業経済部森林林業課		1	1		1	1	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の 採取等の規制に関すること 鳥獣の飼養、販売等の規制に関すること 鳥獣保護区に関すること 狩猟免許に関すること 狩猟者登録に関すること 等
〃 四国中央森林林業振興班		1	1		1	1	
〃 今治支局森林林業課		1	1		1	1	
中予地方局産業経済部森林林業課		1	1		1	1	
〃 久万高原森林林業課		1	1		1	1	
南予地方局産業経済部森林林業課		1	1		1	1	
〃 愛南森林林業振興班		1	1		1	1	
〃 八幡浜支局森林林業課		1	1		1	1	
〃 大洲森林林業振興班		1	1		1	1	

(3) 研修計画

(第28表)

名 称	主 催	時 期	回数/年	規 模	人 数	内 容・目 的	備 考
野生生物研修	環境省	5月	1回	全国	2人	鳥獣関係司法警察員が鳥獣行政遂行上必要な専門的知識を習得する	
鳥獣行政担当者研修	県	5月	1回	全県	13人	鳥獣行政担当者が鳥獣行政遂行上、必要な知識等を習得する	
特定鳥獣保護管理研修	環境省	随時	随時	全国	1人	鳥獣行政担当者が特定鳥獣の保護管理に必要な知識を習得する	

2 鳥獣保護員

(1) 方針

鳥獣保護員の役割は、近年の鳥獣による農林水産業への被害拡大を背景にした地域の鳥獣保護管理に関する助言、指導、また、鳥獣保護区における環境教育の推進等、従来の狩猟取締り、鳥獣保護区管理、鳥獣生息状況調査等といった活動以外に新たな要請が生じていることから、さらなる活動の充実を図る必要がある。

このようなことから、鳥獣保護員は、鳥獣の保護管理又は狩猟制度についての知識、技術及び経験を有し、鳥獣保護への熱意を有する人材から任命するものとする。総数は、市町数に見合う数を目標とするが、市町村合併に鑑み、より地域に密着した活動が可能となるよう、鳥獣保護区数、狩猟者数等を勘案し、地域の実状に合わせて適正に配置するものとする。また、研修等の実施により資質の維持・向上に努めるものとする。

(2) 設置計画

(第29表)

基準設置数 (A)	平成23年度末		年 度 計 画						計(C)	充足率(C/A)
	人員(B)	充足率(B/A)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度			
52人	52人	100%	一人	一人	一人	一人	一人	52人	100%	

(3) 年間活動計画

(第30表)

活動内容	実 施 時 期												備 考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
鳥獣保護区等の管理	←												→	
狩猟取締り								←	→					
一般県民及び狩猟者の指導	←								→					
鳥獣保護思想の普及啓発	←	→						←	→					

(4) 研修計画

(第31表)

名 称	主 催	時 期	回数/年	規 模	人 数	内 容・目 的	備 考
鳥獣保護員研修	県（地方局）	4月	1回	ブロック別 （地方局）	52人	鳥獣保護員が鳥獣保護法等関係法令、鳥獣保護事業等に関する知識を習得する。	

3 保護管理の担い手の育成

(1) 方針

鳥獣の保護管理の強化が求められている地域においては、鳥獣の生息状況の継続的な把握、被害等の発現状況も踏まえた有害鳥獣捕獲や個体数調整の適正かつ効果的な実施及び地域住民への被害防止対策の普及等の活動を行い、保護管理の担い手となる人材の育成及び確保に努めるものとする。

(2) 研修計画

(第32表)

名 称	主 催	時 期	回数/年	規 模	人 数	内 容・目 的	備 考
鳥獣保護員研修	県（地方局）	4月	1回	ブロック別 （地方局）	52人	鳥獣保護員が鳥獣保護法等関係法令、鳥獣保護事業等に関する知識を習得する。	
鳥獣害防止対策研修会	県	8月	1回	全県	100人	鳥獣の生態や被害防止対策に関する知識及び技術の向上を図る。	

(3) 狩猟者の減少防止対策

保護管理の実施を支える狩猟者の減少及び高齢化が懸念されていることから、狩猟者団体等の協力を得て、その実態を詳細に把握するとともに、狩猟者減少防止策等を検討し、有効な対策を講じるものとする。

4 取締り

(1) 方針

法に基づく鳥獣の保護と適正な狩猟が行われるように指導を行うものとし、特に、狩猟取締りについては、違反行為に加え、事故の未然防止に重点をおくものとする。

また、狩猟期間中においては、必要に応じ、関係警察署と連携して一斉取締りを実施するものとする。

なお、狩猟者に対しては、狩猟事故及び狩猟違反の未然防止のため、法の知識及び実技の習得に加え、狩猟者としてのマナーの周知徹底も図るものとする。

おって、違反が多発する地域がある場合は、鳥獣行政担当職員、鳥獣保護員等による巡回を重点的に行うものとする。

(2) 年間計画

(第33表)

重点事項	実施時期												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
狩猟違反取締り									←				→	狩猟期間中の取締りは、出猟が見込まれる週末を中心に、巡回を強化する。また、特に出猟が見込まれる初猟日、終猟日には、関係機関と連携の上、一斉取締りを行う。
違法捕獲、違法飼養等取締り	←												→	愛玩飼養又は販売を目的とした密猟の取締りを重点的に行う。

5 必要な財源の確保

鳥獣保護事業の財源は、主として狩猟税収入を充てることとし、法定目的税としての狩猟税の趣旨を踏まえた上で、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に係る行政の推進に効果的な活用を図るものとする。

第九 その他鳥獣保護事業の実施のため必要な事項

1 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題

本県の鳥獣の生息状況は、海岸地域の暖温帯植生から石鎚山系の亜高山植生まで植物相の多様性に富み、良好な自然環境が残っていることから、豊かな動物相を育んでおり、鳥類322種、哺乳類47種と多くの種が確認されているが、開発等の影響により、一部の種においては種の存続が懸念されている。

鳥類については、夏季の石鎚山系の自然林では、高山鳥で有名なホシガラスをはじめ、カヤクグリ、ルリビタキ、メボソムシクイ、エゾムシクイ、ビンズイ、コマドリ（県鳥）等の繁殖が見られ、加茂川や重信川などの河口の干潟では、シギ類、チドリ類、サギ類、カモメ類などの水鳥が多く見られる。また、最近では絶滅危惧種であるナベヅルの飛来も確認されている。しかし、スズメやヒヨドリによる農作物被害、カラスやハト類による家屋等への被害が増大し、人間との軋轢が生じている。

哺乳類については、本州、九州とほぼ共通の種で構成されており、国指定特別天然記念物であるニホンカワウソ（県獣）については、四国西南部が日本最後の生息地と言われている。イノシシは、県内全域に生息し、近年、里地里山を中心にその生息域を拡大したため、農林業被害等、人間との軋轢が深刻化している。また、ニホンザル、ニホンジカは県内山地に局所的に生息していたが、近年、里地里山にも出現するようになり、各地で農林業被害が増大している。

2 狩猟の適正管理

狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟者の登録数の制限、狩猟に係る各種規制地域の指定等の各種制度を総合的に活用することにより、地域の事情に応じた狩猟を規制する場の設定又は狩猟鳥獣の捕獲数や期間の制限等を、必要に応じてきめ細かに実施するよう努めるものとする。

また、各種制度の運用にあたっては、狩猟鳥獣の生息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ、関係者の意見を聴取しつつ、機動的に見直すよう努めるものとする。

3 傷病鳥獣救護の基本的な対応

傷病鳥獣の救護体制については、治療及びリハビリテーションを（公財）愛媛県動物園協会に委託の上で実施しているが、必要に応じ、市町、獣医師（団体）、自然保護団体等と連携しながら、傷病鳥獣の収容、治療、リハビリテーション及び野生復帰に努めるものとする。

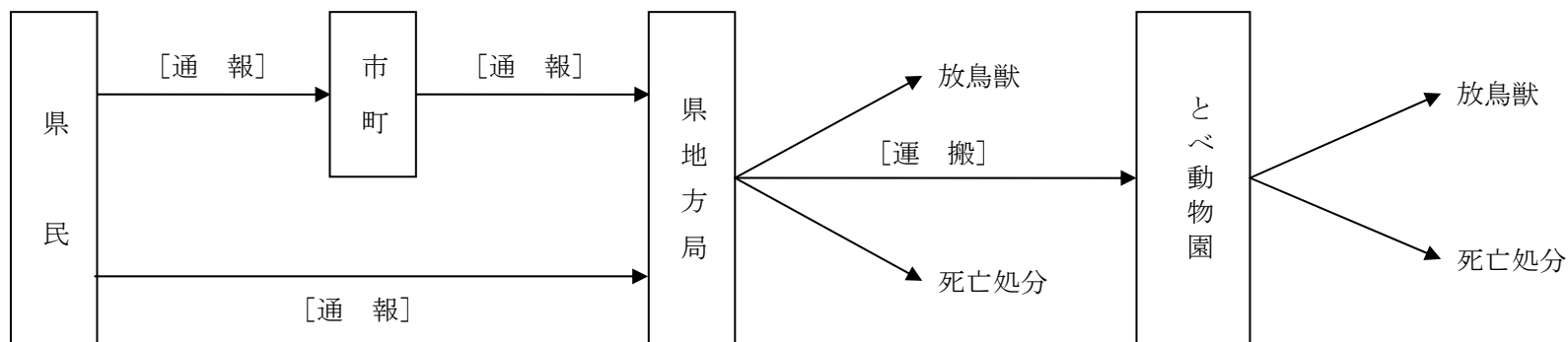
救護個体の取扱いについては、鳥獣保護法、種の保存法、外来生物法等関係法令に基づく必要な手続を行うとともに、早急に救護し、野生復帰等に努めるものとするが、特定外来生物に該当する鳥獣は、原則として、できる限り苦痛を与えない方法で致死させるものとする。ただし、外来生物法による手続を経た上で終生飼養が可能な場合は、この限りでない。

なお、救護にあたっては、収容すべき目的及び意義を明確にし、これらを踏まえ収容すべき鳥獣種の選定等を検討するとともに、野生復帰が不可能な鳥獣又は野生復帰させることが農林水産業等への被害等の原因となるおそれのある鳥獣等については、地域の実状に応じて、終生飼養又はできる限り苦痛を与えない方法による致死など対応を検討するものとする。

また、雛及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して救護することがないよう、県民に対して周知徹底を図るものとする。

油汚染事故など一時的に多数の傷病鳥獣が発生した場合や、希少鳥獣等保護繁殖が特に必要と認められる種の保護については、関係行政機関、団体、専門家等と連携・協力の上、救護体制の整備を図るものとする。

【傷病鳥獣の保護体制】



4 安易な餌付けの防止

(1) 方針

鳥獣の保護に影響を及ぼす安易な餌付け行為や結果的に餌付け行為となる生ゴミや未収穫作物等の不適切な管理等の防止に係る普及啓発を県広報誌等の活用により、積極的に推進するものとする。

(2) 年間計画

(第34表)

重点項目	実施時期												実施方法	対象者	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
安易な餌付け行為	←												→	県又は市町広報誌、パンフレット等により周知徹底を図る。 また、未収穫及び収穫後に商品外となった作物や耕作放棄地については、関係団体の協力のもと、各種会合等で周知徹底を図る。	一般県民
生ゴミや未収穫及び収穫後に商品外となった作物の不適切な管理、耕作放棄地の放置	←												→		

5 感染症への対応

野生鳥獣に人獣共通又は家畜に影響の大きい感染症が発生した場合に備えて、国及び関係機関との連携体制を整備しておくものとする。

(1) 高病原性鳥インフルエンザ

高病原性鳥インフルエンザについては、人獣共通感染症であり、かつ、家畜への影響が大きいことから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」及び「愛媛県野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応マニュアル」に基づきウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、家畜衛生部局等と連携を図りながら適切な調査に努めるものとする。

また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わり、野鳥との接し方等の住民への情報提供等を適切に実施するとともに、野鳥の異常死を早期に発見するため、通常時の生息状況の把握に努めるものとする。

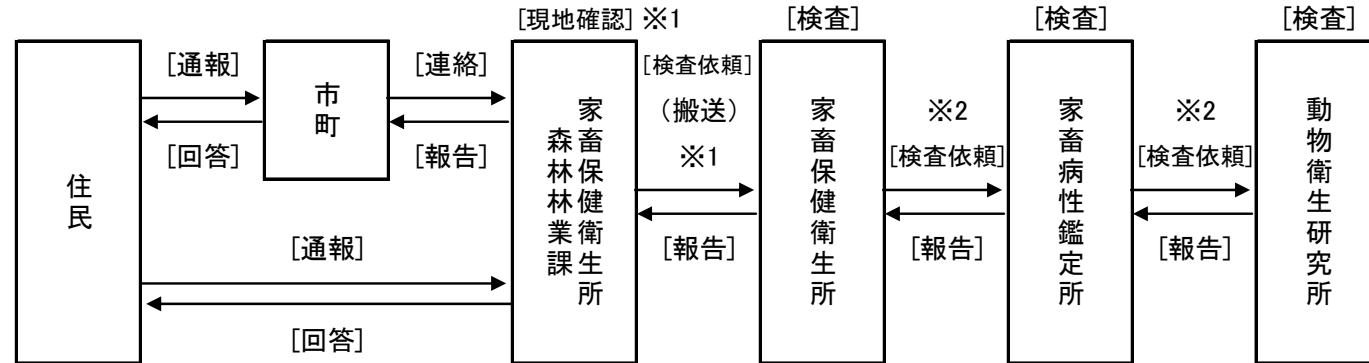
(2) その他の感染症

その他の感染症については、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等により把握に努めるものとする。特に、口蹄疫等の家畜伝染病が発生している場合には、周囲の野生鳥獣に異常がないか監視に努めるものとする。

【検査体制】

○野生獣類の場合

(国内の家畜で牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚コレラ又はアフリカ豚コレラが発生しているとき)

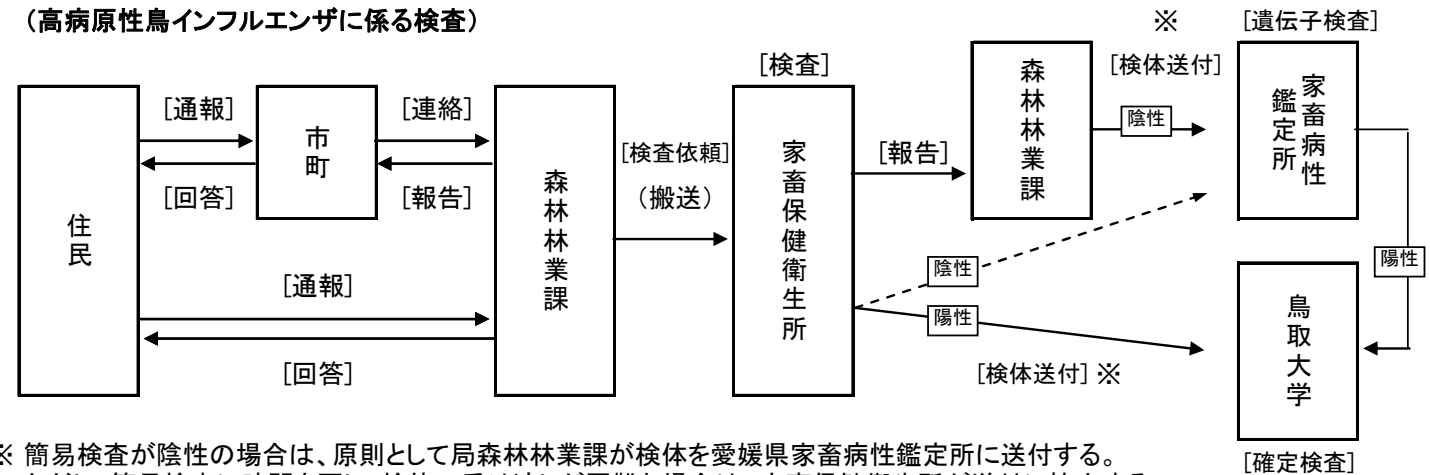


※1 森林林業課及び家畜保健衛生所が協同して現地確認、運搬を行う。

※2 必要に応じて、検査依頼を行う。

○野生鳥類の場合

(高病原性鳥インフルエンザに係る検査)



※ 簡易検査が陰性の場合、原則として局森林林業課が検体を愛媛県家畜病性鑑定所に送付する。ただし、簡易検査に時間を要し、検体の受け渡しが困難な場合は、家畜保健衛生所が送付に協力する。検体送付に係る費用は、自然保護課が負担する。

6 普及啓発

(1) 鳥獣保護思想の普及

① 方針

鳥獣の保護思想の普及啓発を図るため、市町、学校及び関係団体等と連携・協力し、愛鳥週間（5月10日～5月16日）を中心に、愛鳥週間ポスター原画コンクール、自然観察会を実施するほか、ポスター等による広報活動を行うものとする。

また、（公財）愛媛県動物園協会を中心に傷病鳥獣の保護事業の効果的な実施に努めるものとする。

② 事業の年間計画

(第35表)

事業内容	実施時期												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
愛鳥週間ポスター配布	←→													
愛鳥週間ポスター原画コンクール	←→													
同コンクール入選作品展示		←											→	
愛鳥週間広報活動	←→													
自然観察会	←												→	

③ 愛鳥週間行事等の計画

(第36表)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
愛鳥週間行事	愛鳥週間ポスター原画 コンクール 自然観察会	愛鳥週間ポスター原画 コンクール 自然観察会	愛鳥週間ポスター原画 コンクール 自然観察会	愛鳥週間ポスター原画 コンクール 自然観察会	愛鳥週間ポスター原画 コンクール 自然観察会
鳥獣保護実績 発表大会	全国大会応募	全国大会応募	全国大会応募	全国大会応募	全国大会応募
その他	野鳥愛護活動 (緑の少年団等)	野鳥愛護活動 (緑の少年団等)	野鳥愛護活動 (緑の少年団等)	野鳥愛護活動 (緑の少年団等)	野鳥愛護活動 (緑の少年団等)

(2) 野鳥の森等の整備

野鳥の観察等を通じて鳥獣保護思想の高揚を図るため、関係市町と連携のうえ、鳥獣保護区内の野鳥の森等の整備に努めるものとする。

(第37表)

名称	整備年度	施設の所在地	面積	施設の概要	施設の内容	利用の方針	備考
滑床野鳥の森 〔滑床成川 鳥獣保護区〕	S49	宇和島市大字 野川字滑床	183,820 ^{m²}	野鳥観察施設、 給水施設、 案内施設等	観察舎3棟40 ^{m²} 、観察 路3,924m、案内板1 基、指導標識2基、道 標10基、巣箱	野生鳥獣の学習及び自然とのふ れあいの場として、自然観察等 の利用促進を図る。	
えひめ森林公園 野鳥の森 〔谷上山 鳥獣保護区〕	S58	伊予市上三谷	20,000 ^{m²}	野鳥観察施設等	観察舎1棟、自然観察 道1,200m	野生鳥獣の学習及び自然とのふ れあいの場として、自然観察等 の利用促進を図る。 ポスター展示	
悠久の森 〔面河第三ダム 鳥獣保護区〕	H11	久万高原町中 津	12,900 ^{m²}	野鳥観察施設等	野生生物観察施設1棟 26 ^{m²} 、食餌植物の植栽 740本	野生鳥獣の学習及び自然とのふ れあいの場として、自然観察等 の利用促進を図る。	
小田深山 千年の森 〔小田深山 鳥獣保護区〕	H8～9	内子町中川	25,700 ^{m²}	野鳥観察施設等	野生生物観察施設1棟 30 ^{m²} 、食餌植物の植栽 2,000本	野生鳥獣の学習及び自然とのふ れあいの場として、自然観察等 の利用促進を図る。	

(3) 愛鳥モデル校の指定

① 方針

鳥獣愛護活動を通じて、青少年の鳥獣保護思想の高揚を図るため、教育委員会と連携して鳥獣愛護活動に積極的に取り組んでいる小中学校等を愛鳥モデル校に指定するとともに、既指定校についても引き続き鳥獣の保護に関する指導助言等を行うよう努めるものとする。

② 指定期間

鳥獣愛護活動に取り組む期間

③ 愛鳥モデル校に対する指導内容

鳥獣に関する図書、野鳥観察用具等の学習資材を貸与するとともに、鳥獣保護活動に対し、県鳥獣行政担当職員及び鳥獣保護員が指導助言を行うものとする。

④ 指定計画

(第38表)

区 分	平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度		
	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計
小学校	29		29	29	1	30	30		30	30	1	31	31		31
中学校	12	1	13	13		13	13	1	14	14		14	14	1	15
その他の学校等	1		1	1		1	1		1	1		1	1		1

(4) 法令の普及徹底

① 方針

鳥獣に関する法令のうち、法第8条の鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の規制制度（法第12条第1項に基づくかすみ網の使用、法第16条に基づく捕獲目的の所持、販売等の規制並びに法第12条第1項に基づくとりもち等の使用規制を含む。）、法第13条第1項に基づき捕獲等に許可を要しない鳥獣、鳥獣飼養登録制度、指定猟法禁止区域、法第18条に基づく捕獲物又は採取物の放置の禁止に関する事項、法第26条に基づく鳥獣等の輸入等の規制、法第35条に基づく特定猟具使用禁止区域、法第80条第1項に基づく本法の適用除外等特に県民に関係のある事項あるいは法改正により追加、変更された事項について、県広報誌、ポスター、パンフレット等により、その周知徹底を図るよう努めるものとする。

② 年間計画

(第39表)

重点項目	実施時期												実施方法	対象者	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の規制制度、捕獲等に許可を要しない鳥獣、鳥獣飼養登録制度	←												→	県又は市町広報誌、パンフレット等により周知徹底を図る。	県民
指定猟法禁止区域、捕獲物又は採取物の放置の禁止に関する事項							←					→			
狩猟免許制度			←		→										
鳥獣等の輸入等の規制	←												→		

